

# 復興CM方式の効果分析報告書

## 別冊資料

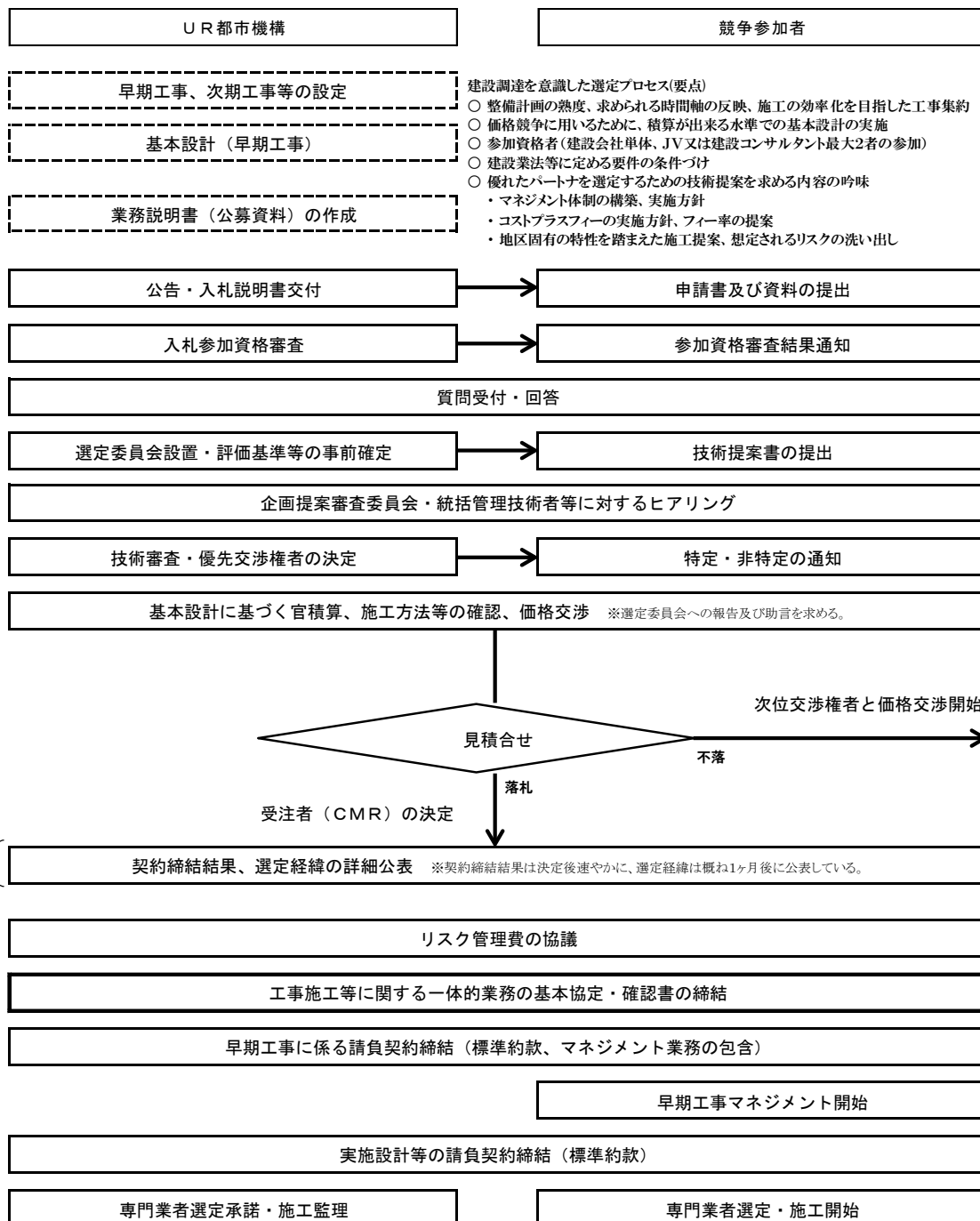
- 1 ①選定・契約フロー（早期業務）  
②契約フロー（次期業務）  
③契約者決定までの主な流れと経緯
- 2 業務説明書
- 3 基本協定書
- 4 インセンティブ基準価格等の設定に関する確認書
- 5 オープンブックの実施に関する確認書
- 6 専門業者の選定に関する確認書
- 7 工事請負契約書
- 8 土木設計業務等請負契約書
- 9 測量・土質調査業務請負契約書

### **取り扱い上の注意**

本資料はUR都市機構が平成25年度に実際に使用した発注関連図書等の一例を掲載したものです。第三者が本資料を参考として使用する場合には、本資料中に記載された適用基準等を十分確認し、各自が自らの責任において使用するよう、十分ご注意ください。

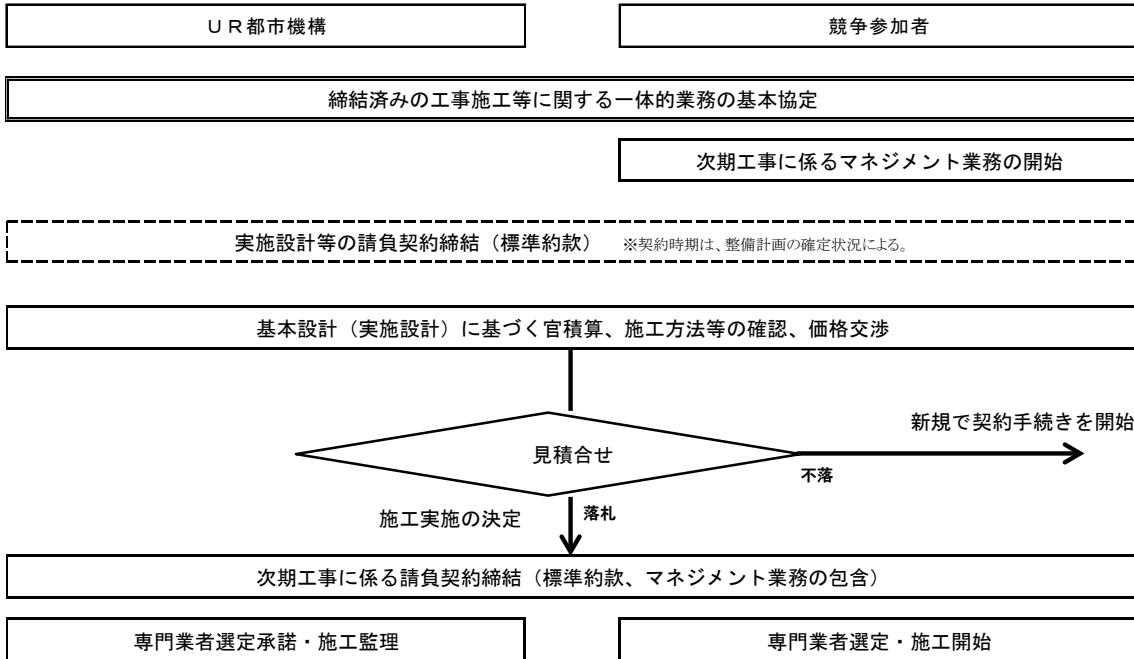
1 ①選定・契約フロー（早期業務）

(契約手続きの開始)



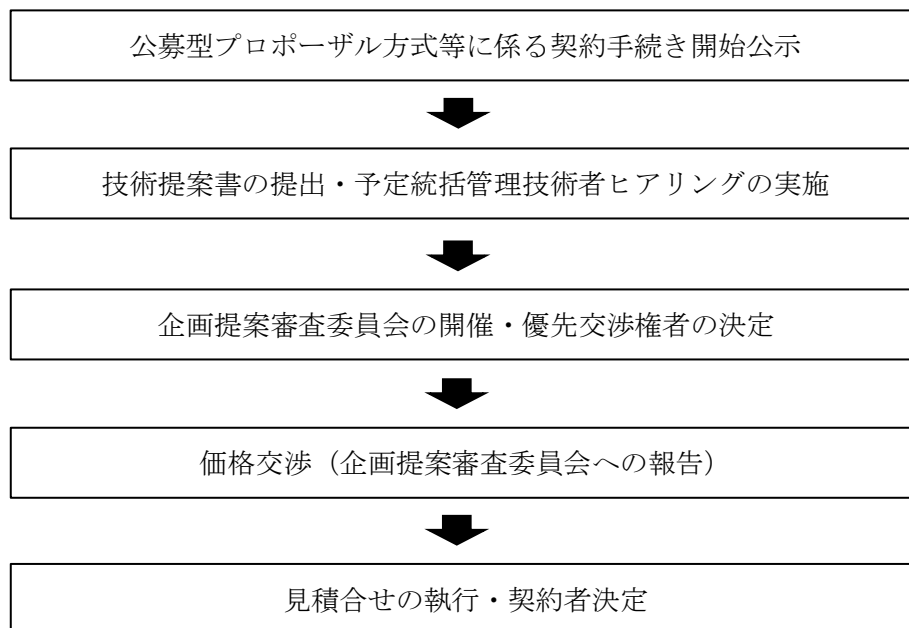
1 ②契約フロー（次期業務）

(次期工事)



1 ③契約者決定までの主な流れと経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯（実施事例）

| 日付                         | 内容                     |
|----------------------------|------------------------|
| 平成 25 年 8 月 29 日           | 契約手続き開始の公告             |
| 平成 25 年 8 月 30 日～ 9 月 30 日 | 業務説明書に対する質問書の提出        |
| 平成 25 年 8 月 30 日～ 9 月 12 日 | 参加表明書の受付               |
| 平成 25 年 9 月 13 日           | 参加資格審査結果の通知、技術提案書の提出要請 |
| 平成 25 年 10 月 7 日～10 月 28 日 | 業務説明書に対する質問回答書の閲覧      |
| 平成 25 年 9 月 17 日～10 月 15 日 | 技術提案書の受付               |
| 平成 25 年 10 月 17 日          | ヒアリング実施日時の通知           |
| 平成 25 年 10 月 21 日          | 技術提案書提出者に対するヒアリングの実施   |
| 平成 25 年 10 月 21 日          | 企画提案審査委員会の開催           |
| 平成 25 年 10 月 23 日          | 優先交渉権者に対して価格交渉実施の通知    |
| 平成 25 年 10 月 29 日～11 月 5 日 | 優先交渉権者と価格交渉（この間の 3 日間） |
| 平成 25 年 11 月 7 日           | 優先交渉権者に対して見積合せ執行の通知    |
| 平成 25 年 11 月 11 日          | 優先交渉権者と見積合せ執行、契約者の決定   |

※本資料は参考事例であり、実際に発注する場合は状況に応じた適切な期間となるよう十分留意されたい。



## 2 業務説明書



## 〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務説明書

〇〇〇〇〇〇〇〇の「〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」に係る手続開始の公示に基づく企画競争参加については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

なお、本手続は、試行的に公募型プロポーザル方式及び価格交渉により、契約の相手方を決定するものである。

手続開始の公示日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

### 1 業務概要

- (1) 発注者 〇〇〇〇〇〇〇〇
- (2) 業務名 〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務
- (3) 業務場所 〇〇県〇〇市〇〇他
- (4) 本業務は、相互に密接な運土調整が求められる〇〇震災復興土地地区画整理事業及び防災緑地盛土について、調査、測量、設計及び施工を一体的にマネジメントすることで、〇〇市復興整備事業の早期着手及び円滑な事業促進を図るものである。
- (5) 本業務は、整備内容が確定し、速やかに工事着手する早期業務と現時点では整備範囲や土地利用計画等が変更となる可能性があり、条件が整った段階で実施する次期業務を包含している。
- (6) 早期業務においては、当機構が実施する関係機関等との調整及び基本設計に基づいて、以下の業務を実施する。
  - ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
  - ② 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
  - ③ 公共団体等との設計等協議
  - ④ 施工開始後の他企業との調整
  - ⑤ 地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染、(以下「地盤調査等」という。)並びに地形測量等
  - ⑥ 関連事業との運土調整に係る施工計画及び詳細設計
  - ⑦ 許認可等に係る図書作成
  - ⑧ 工事施工(早期整備工事)
    - (イ) 〇〇地区 整備面積A=〇〇ha  
土工事量(掘削V=〇〇万 $m^3$ 、流用土盛土V=〇〇万 $m^3$ 、地区外運土V=〇〇万 $m^3$ )、法面工A=〇〇万 $m^2$ 、道路工(W=〇〇~〇〇m) L=〇〇km、舗装工(歩車道) A=〇〇万 $m^2$ 、擁壁工L=〇〇km、BOXカルバートL=〇〇km、防災仮設工一式、工事用道路一式、伐採工一式、構造物撤去工一式
    - (ロ) 〇〇地区 整備面積A=〇〇ha  
土工事量(掘削V=〇〇万 $m^3$ 、流用土盛土V=〇〇万 $m^3$ 、地区外運土V=〇〇万 $m^3$ )、法面工A=〇〇万 $m^2$ 、BOXカルバートL=〇〇km、防災仮設工一式、工事用道路工一式、伐採工一式、構造物撤去工一式
- (7) 次期業務においては、段階的に整備を図るものとし、当機構が実施する関係機関等との調整と連携して、以下の業務を実施する。
  - ⑨ 履行期間 契約締結の翌日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで。

- ① 目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
  - ② 関連公共施設を含む施工計画の検討
  - ③ 工事の施工に関連する、調査、設計等業務の管理
  - ④ 公共団体等との設計協議
  - ⑤ 施工開始後の他企業との調整  
(早期業務における(6)①～④及び次期業務における(7)①～⑤を包含して、以下「マネジメント業務」という。)
  - ⑥ 地盤調査等及び地形測量等
  - ⑦ 基本設計の修正、関連事業との運土調整を含む施工計画及び詳細設計
  - ⑧ 許認可等に係る図書作成
  - ⑨ 工事施工(次期整備工事)
    - (イ) ○○地区 整備面積 概ねA=○○ha  
切土工、盛土工、残土運搬工、道路工、舗装工、関連公共施設整備他 一式
    - (ロ) ○○地区 整備面積 概ねA=○○ha  
道路工、舗装工、軟弱地盤改良工、関連公共施設整備他一式

なお、基本設計図書等は、本業務の開始後、1か月を目途に発注者から提示を行う。
  - ⑩ 履行期間 発注者が①から⑧までのいずれかの次期業務の開始を指示した日から、⑨の工事施工が完了するまでの間を予定する。  
 なお、⑨の工事施工の一部又は全てについて、1(9)①の基本協定の締結日から2ヶ年の間までに工事施工の目途が立たないなどの事由が発生した場合には、発注者及び受注者協議のうえ、当該工事施工を行わないものとする。
- (8) 業務費用について
- ① 業務の実施に必要な費用は、業務の実施に要する原価(以下「業務原価」という。)とマネジメント業務に要するマネジメントフィーとし、その合計をコストプラスマネジメントフィーという。  
 なお、本業務は、オープンブック方式(業務費用を受注者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、受注者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式。以下同じ。)を採用する。
  - ② コスト(業務原価)は、地盤調査等の調査原価、地形測量等の測量原価、基本設計の修正及び詳細設計の実施に必要な設計原価並びに工事施工に係る工事原価とする。
    - (イ) 調査原価  
 地盤調査等にあつては、「直接調査費、間接調査費、業務管理費及び一般管理費等」とする。一般管理費等については、「地質調査積算要領(平成23年10月)独立行政法人都市再生機構」に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。
    - (ロ) 測量原価  
 地形測量等にあつては、「直接測量費、間接測量費及び一般管理費等」とする。一般管理費等については、「測量作業積算要領(平成23年8月)独立行政法人都市再生機構」に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。
    - (ハ) 設計原価  
 基本設計の修正及び詳細設計にあつては、「直接人件費、諸経費及び技術経費」とする。諸経費率及び技術経費率については、「都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説(平成16年7月1日)独立行政法人都市再生機構」に基づき算出

される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

なお、上記「地質調査積算要領」、「測量作業積算要領」及び「都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説」における業務費の構成及び経費の算出要領については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇において、閲覧に供する。また、必要に応じて配布する。

(ニ) 工事原価

i 工事原価は、工事の施工に必要な「直接工事費、共通仮設費及びマネジメント業務を含む現場配置技術者の人件費等」とする。

ii 工事原価に含める配置技術者の人件費等は、以下のとおりとする。

・現場労働者に係る次の費用

1 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

2 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

3 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

4 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

・現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

・固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く。

・自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

・現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

・現場従業員に係る退職金及び退職金引当金繰入額

・現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

・事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

・通信費、交通費及び旅費

・工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

・工事施工を専門工業者等に外注する場合に必要となる経費

・工事实績等の登録に要する費用

・第三者機関による監査費用

・広告に要する費用

・その他、原価性のある経費として発注者が認めたもの

(ホ) インセンティブ基準価格の設定とインセンティブ

i 発注者及び受注者は、(ニ)のコスト縮減等を算定するための基準となる価格（以下「インセンティブ基準価格」という。）を設定するものとする。

ii 受注者が工事施工を実施するにあたり、以下に掲げる事項が発生した場合には、発注者は業務原価及びマネジメントフィーに対し、インセンティブフィーとしてコスト縮減額の50%相当額を支払うものとする。

・早期業務において、設計VE等によりインセンティブ基準価格が安価となった場合

・工事施工において、施工時VEによりインセンティブ基準価格が安価となった

場合

- ・ 工事施工において、施工時VEと同等と認められ、インセンティブ基準価格が安価となった場合
  - iii 発注者及び受注者は、工事原価に関して不用意な増額を防止するために、上限額の設定を行うものとする。上限額は、発注者と受注者の協議により決定される発注者から受注者に移転するリスクの額（以下「リスク管理費」という。）を（ホ）iのインセンティブ基準価格に加えたものとする。リスク管理費の設定に当たっては、技術提案において想定される発注者及び受注者のリスク項目を受け付け、受注者が決定した後に、発注者及び受注者の間で協議の上、具体の項目及び金額を決定する。
  - iv iのインセンティブ基準価格、iiのインセンティブフィー及びiiiのリスク管理費は、以下の3区分で設定するものとし、発注者と受注者は、別添様式により「〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定に基づく工事施工のインセンティブ基準価格等の設定に関する確認書」（以下「確認書」という。）を交換するものとする。
    - ・ 早期業務
    - ・ 〇〇地区に係る次期整備工事及び次期整備工事に関連する次期業務
    - ・ 〇〇地区に係る次期整備工事及び次期整備工事に関連する次期業務
  - v 早期業務の工事原価に係る当初のインセンティブ基準価格は、工事請負契約の締結に先立ち、価格交渉によって合意した額とする。
  - vi 発注者及び受注者は、以下に掲げる事由が生じた場合には、双方協議のうえ、インセンティブ基準価格と確認書を変更するものとする。
    - ・ 受注者が実施する詳細設計によって工事原価が変更となった場合
    - ・ 設計VE等によって工事原価が安価となった場合
    - ・ 工事の施工に伴って、リスク管理費に見込んだ項目が発現し、工事原価に組み入れられた場合
    - ・ 各契約図書の記載内容の変更によって工事原価が変更となった場合
- ③ マネジメントフィーは、「調査・測量・設計」及び「工事施工」の業務区分に応じて設定するものとする。
- なお、「調査・測量・設計」及び「工事施工」のマネジメントフィーを各々の想定業務割合で加重平均し算出した合算マネジメントフィーは、業務原価の10%を目安としているが、技術提案書において、マネジメントフィーの率についての提案を受け付ける。
- また、マネジメントフィーは、早期業務及び次期業務ともに同率とする。
- (イ) マネジメントフィーは、企業の継続運営等に必要な費用とし、以下に掲げる項目を積み上げるものとする。
- ・ 取締役及び監査役に対する報酬
  - ・ 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
  - ・ 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
  - ・ 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
  - ・ 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
  - ・ 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
  - ・ 通信費、交通費及び旅費

- ・電力、水道、ガス、薪炭等の費用
  - ・技術研究、開発等の費用
  - ・広告、公告及び宣伝に要する費用
  - ・事務所、寮、社宅等の借地借家料
  - ・建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
  - ・新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
  - ・新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却費
  - ・不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課
  - ・契約の保証に必要な費用
  - ・火災保険その他の損害保険料
  - ・電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
  - ・法人税、都道府県民税、市町村民税等
  - ・支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用
  - ・株主配当金、役員賞与金及び内部留保金
  - ・経理及び監査に必要な費用
  - ・工事に関連する調査、測量、設計及び工事施工の一体的マネジメントに対する技術報酬
- (ロ) (イ)の業務原価に対する比率の算定にあたっては、申込者（共同企業体の場合は、全ての構成員）の決算書等をもとに行うものとし、原則として過去3ヶ年の平均とする。
- (ハ) 提案するマネジメントフィー率は、(ロ)で算定した率を「調査・測量・設計」、「工事施工」毎に構成員の出資比率で加重平均したものとする。
- ④ 受注者は、地盤調査等、地形測量等、修正基本設計、詳細設計及び工事施工の契約の相手方（以下「専門業者」という。）を選定し、受注者と専門業者との間の契約及び支払については、オープnbック方式を採用する。
- ⑤ 受注者は、オープnbックの実施にあたり、業務原価についての算出根拠及び証拠書類を発注者に提出するものとする。
- なお、オープnbックの実施方法等については、(9)①の基本協定第13条第7項に基づく「震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係るオープnbックの実施に関する確認書（標準案）」を基本とする。
- ⑥ 発注者は、⑤に規定する提出書類の内容に疑義がある場合、受注者に対して詳細な資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑦ 受注者が行う専門業者の選定に当たっては、特定の者に偏ることなく地元企業の活用を図るものとし、契約に先立ち発注者の承諾を得るものとする。
- なお、(9)①の基本協定第12条第3項に基づく「震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る専門業者の選定に関する確認書（標準案）」を基本とする。
- ⑧ 地元企業の活用に当たっては、専門業者及び数次の下請負人を含めて、広範に検討を行い、最優先で活用を図ること。
- なお、地元企業は以下のとおりとし、地元企業の活用が困難な場合は、その旨を明確にすること。
- (イ) ○○市に本店、本社を有する企業
- (ロ) ○○市内に法の許可を受けた支店または営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されている企業
- (ハ) ○○県に本店、本社を有する企業

- ⑨ 受注者の構成員が専門業者になることは認めない。
- (9) 基本協定等の締結
- ① 基本協定の締結
- 公募型プロポーザル方式及び価格交渉によって契約の相手方を決定したのち、速やかに発注者及び受注者の間で、早期業務及び次期業務を包含して別紙「〇〇市震災復興事業の工事施工に関する基本協定書」により基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。基本協定書においては、リスク分担表を添付する。
- リスク分担については、受注者からのリスクに関する(8)②(ホ) iiiの技術提案及び発注者における各種調整や現地の状況を踏まえて、基本協定の締結に先立ち、発注者及び受注者の間で詳細な取り決めを行うものとする。
- ② 早期業務に係る請負契約の締結
- (イ) 発注者及び受注者は、基本協定締結後、早期整備工事について、工事原価（インセンティブ基準価格）にマネジメントフィーを加算した額をもって工事請負契約を締結する。
- (ロ) 受注者は、(イ)の工事請負契約の締結後、速やかにマネジメント業務を開始する。
- (ハ) ①の基本協定締結後、速やかに発注者は、受注者に対して、事業認可等の見通しを通知する。受注者は、関連公共施設を含む業務全体の施工手順書を作成する。
- (ニ) 受注者は、(ロ)のマネジメント業務を開始したのちに、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。
- (ホ) 詳細設計完了後、(イ)の工事請負契約に変更の必要が生じた場合、発注者及び受注者は協議のうえ、(8)②(ホ) iiのインセンティブフィーが生じたときはその額を、リスクが発現したときはそのリスク管理費を、それぞれ加算して、契約の変更を行うものとする。
- ③ 次期業務に係る請負契約の締結
- (イ) 次期整備工事エリアを整備するものとし、発注者は、受注者に対して発注者が実施した基本設計等の成果物を順次提供する。
- (ロ) 受注者は、(イ)の基本設計等の提示に先立ち、地盤調査等及び地形測量等を実施する必要がある場合、業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。
- (ハ) 次期業務については、(イ)の基本設計等の提示又は(ロ)の業務請負契約の締結のいずれか早い時点で、マネジメント業務を開始する。
- (ニ) 受注者は、(イ)の成果物の内容を確認し、詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。
- (ホ) 発注者及び受注者は、次期業務の工事施工の実施が確実となった場合に、受注者が実施した詳細設計の成果に基づき速やかに工事請負契約を締結するものとする。
- なお、受注者は④(イ)の場合を除き、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。
- ④ 次期業務の工事施工を行わない場合
- (イ) 次期業務の工事施工が、①の基本協定締結から2か年の間までに以下に掲げる事由に該当することとなった場合には、発注者と受注者間で協議のうえ、次期業務の一部又は全部を実施しないものとする。
- i 発注者において、次期業務に係る一部又は全部の工事施工を行わない、若しくは工事施工の見通しが立たないと判断された場合



- ii 工事原価に関して、発注者と受注者との協議が成立しなかった場合
- iii 受注者において、工事施工が不可能と判断される事由が生じた場合
- (ロ) (イ)により、次期業務の工事施工の一部又は全部を実施しないこととなった場合は、発注者は受注者より、工事施工を行わないと判断された時点までに受注者が実施した業務の成果物の引渡しを受けるものとする。
- (ハ) (ロ)の成果物の引渡しに当たって、精算が必要な場合には、発注者及び受注者が協議の上、請負契約の変更を行うものとする。

## 2 参加資格

技術提案書の提出者は、次の資格を有する者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構〇〇地区における「土木工事」に係る平成〇〇年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 当機構〇〇地区における「土木工事」に係る平成〇〇年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（(5)②(ロ)の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 次の①又は②の資格を有する者であること。
  - ① 単独申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合
    - (イ) 及び(ロ)の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、(ロ)の条件を満たす者）
    - (イ) 設計に関して公共団体等協議の業務実績を有する者
    - (ロ) 大規模土工（概ね100万m<sup>3</sup>以上をいう。以下同じ。）を伴う土木工事の施工実績を有する者
    - (ハ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のa及びbの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは2者以内とする。）
      - a 当機構〇〇地区における平成〇〇年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
      - b (イ)の条件を満たす者
  - ② 共同申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合（共同申込みによる共同企業体の構成員数は、建設コンサルタントを除き、3者以内とする。）
    - (イ) 共同企業体の代表者は、①の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、①(ロ)の条件を満たす者）
    - (ロ) 共同企業体の代表者以外の構成員については、①の条件を満たす者（(ハ)に該当する場合は、①(ロ)の条件を満たす者）
    - (ハ) 建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のa及びbの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは2者以内とする。）
      - a 当機構〇〇地区における平成〇〇年度建設コンサルタント等業務に係る一般競

争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者

b ①(イ)の条件を満たす者

(ニ) 本業務の企画競争に参加を希望し、参加表明書を提出しようとする共同企業体は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇公示、当機構ホームページで閲覧のこと。）に示すところにより、震災復興推進役から〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

③ ①(イ)の実績として認められるのは、公共機関（当機構、公団、国、地方公共団体、公社等をいう。以下同じ。）又は民間との契約であり、契約書の写し（一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、登録の写し）又は実施したことが証明できるものの写しを添付すること。

①(ロ)の施工実績については、契約書の写し（一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録の写し）及び確実に完了した工事であることを証明できるもの（引渡書、引渡証明書等）の写しを添付すること。

(6) 参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(7) 参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、〇〇市から指名停止の措置を受けていない者であること。

(8) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不相当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(10) 次に掲げる基準を満たす技術者を専任で配置できる者であること。ただし、①及び②の兼任は可とする。

なお、共同企業体の場合、①については代表者から選定すること。

① 本業務全般を管理する統括管理技術者

(イ) 建設発生土等の運搬を伴う土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）に従事した経験を有する者であること。

(ロ) 申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(ハ) 実際の業務実施に当たって、配置予定統括管理技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得た上で、上記(イ)及び(ロ)の条件を満たす技術者を配置すること。

② 工事施工に係る主任技術者又は監理技術者

(イ) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

(ロ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日から参加表明書の提出期限までに、担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、建設発生土等の運搬を伴う土木





○○○○○○○○○○○○○○○○

- ③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (2) 参加表明書は、別添様式1から別添様式7まで（全てA4判）により作成すること。
  - (3) 参加表明書は、次に従い作成すること。  
なお、下記②の業務等の実績及び③に掲げる2(10)②の配置予定管理技術者の経験については、平成○○年度以降（平成○○年4月1日から参加表明書提出期限まで）に業務が完了し、引渡し済みのものに限り記載すること。
    - ① 登録状況  
当機構○○地区における「土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者は、別添様式2により平成○○年度の一般競争参加資格認定通知書の写しを提出すること。  
また、建設コンサルタントを構成員とする場合には、当機構○○地区における平成○○年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者は、平成○○年度競争参加資格認定通知書の写しを別添様式3により提出すること。
    - ② 業務等の実績  
2(5)①(イ)(ロ)又は②(イ)(ロ)の業務等の実績を別添様式4及び5に記載すること。  
なお、実績として記載した工事及び業務の履行を証する書類の写しを提出すること。  
ただし、建設コンサルタントを共同企業体の構成員とする場合には、2(5)①(ハ)b又は②(ハ)bの実績を別添様式5に記載すること。  
なお、業務実績を証する書類の写しを提出すること。
    - ③ 配置予定技術者の経験又は資格  
2(10)①及び②の配置予定技術者の経験又は資格について、別添様式6及び7に記載すること。また、資格を有することを証する書類の写し等を添付すること。
    - ④ 契約書の写し  
②及び③の実績等として記載した契約書（仕様書を含む。）の写しを提出すること。
  - (4) その他
    - ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
    - ② 提出された参加表明書は、返却しない。
    - ③ 契約担当役は、提出された参加表明書を、技術提案書提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
    - ④ 提出期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めない。
    - ⑤ 参加表明書に関する問合せ先 4(1)②に同じ。
- 5 業務説明書に対する質問
- (1) この説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
    - ① 提出期間：平成○○年○○月○○日（○）から平成○○年○○月○○日（○）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）
    - ② 提出場所：4(1)②に同じ。
    - ③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
    - ① 期間：平成○○年○○月○○日（○）から平成○○年○○月○○日（○）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

② 場所：4 (1)②に同じ。

#### 6 選定・非選定の通知

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件に適合しない場合は選定しない。
- (2) 参加表明書を提出した者のうち、選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (3) 選定しなかった旨の通知を受けた者は、契約担当役に対して非選定理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限：選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後5時
  - ② 提出場所：4 (1)②に同じ。
  - ③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 7 技術提案書の提出要請

参加表明の選定者には技術提案書の提出を要請する。（各選定者に提出要請書を送付）

#### 8 技術提案書に求める内容は以下のとおりとする。

- (1) マネジメントの執行体制及び実施方法
- (2) 早期及び次期整備全体に係る施工手順の提案
- (3) 安全・安心な宅地整備に係る提案

#### 9 技術提案書の留意事項

- (1) 契約担当役は、技術提案書を提出した者の中から価格交渉を行う者を特定する。提出期間内に技術提案書が提出場所に到達しなかった場合は、特定されない。また、特定されなかった場合には、価格交渉に参加することはできない。

① 提出期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

② 提出場所：4 (1)②に同じ。

③ 提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### (2) 技術提案書の作成方法

① 技術提案については、別添様式8及び別添様式9（全てA4判）に記載すること。技術提案については、8 (1)及び8 (2)共に3枚以内の計6枚以内で作成すること。

なお、文字サイズは10ポイント以上とし、図表を挿入する場合には、判読可能な範囲とする。

② 技術提案書はクリップ止めとし、ホッチキス止めは行わないこと。

#### (3) 技術提案書の無効

技術提案書は調査、検討及び業務における取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。この説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書又はこの説明書の条件に適合しない技術提案書は無効とする場合があるので注意すること。

#### (4) 技術提案書のヒアリング

技術提案書のヒアリングを次の要領で行う。

① 日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までを予定する。

午前10時から午後5時まで

② 場所：4 (1)②に同じ。

- ③ その他：企業別のヒアリング日時及び実施概要等は追って通知する。
- (5) 本業務において、手続に参加する者が関係法人（関係法人が代表者となる共同企業体を含む。）1者であった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

10 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、基準及び配点は以下のとおりとする。

| 評価項目 | 評価基準  | 配点            |
|------|---|---------------|
| 技術提案 | <p>1 マネジメントの執行体制及び実施方法</p> <p>①マネジメントに力点を置いた統括管理技術者の実務経験<br/>           ②人員配置計画を含めたマネジメントの執行体制<br/>           ③マネジメント業務全体の実施に当たっての着眼点と執行方針<br/>           ④マネジメントフィー率の提案及び算定根拠<br/>           ⑤標準案に基づくオープンブックの実施の可否及び実施方針並びに業務の効率化の工夫<br/>           ⑥標準案に基づく地元企業を含む専門業者の選定の可否及び実施方針</p> <p>について判断し、以下である場合に優位に評価する。( )内は、各評価の視点の配点を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の内容、規模に対して、十分なマネジメントが期待できる場合(20点)</li> <li>・マネジメントフィー率、算定方法が適切である場合(10点)</li> <li>・標準案に基づくオープンブックの実施が可能であり、かつ適切である場合(5点)</li> <li>・標準案に基づく専門業者の選定が可能であり、かつ適切である場合(5点)</li> </ul> | 最高配点を40点として評価 |
|      | <p>2 早期及び次期整備全体に係る施工手順の提案</p> <p>①土質区分に着目して、造成工事の掘削、運搬及び流用土盛土に関する施工計画<br/>           ②早期及び次期整備全体の施工手順の策定と工期短縮及びコスト削減の工夫<br/>           ③策定した施工手順をもとに、工期及びコストに関するリスクの抽出及び回避方策</p> <p>について判断し、以下である場合に優位に評価する。( )内は、各評価の視点の配点を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事の施工計画が、宅地地盤の築造に照らして適切である場合(5点)</li> <li>・全体の施工手順が適切で、かつ有効な工期短縮の工夫がある場合(5点)</li> <li>・全体の施工手順が適切で、かつ有効なコスト削減の工夫がある場合(5点)</li> <li>・工期及びコストに関するリスクが的確に抽出され、回避方策の実現性が高い場合(5点)</li> </ul>   | 最高配点を20点として評価 |
|      | <p>3 安全・安心な宅地整備に係る提案</p> <p>①工事環境及び目的物に対する安全確保のチェックポイントと具体的な対策<br/>           ②宅地品質の整った安全・安心な宅地地盤の築造に向けた提案</p> <p>について判断し、以下である場合に優位に評価する。( )内は、各評価の視点の配点を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な工事環境の確保に向けて、視点が的確で、かつ具体性がある場合(5点)</li> <li>・安全な工事目的物の築造に向けて、視点が的確で、かつ具体性がある場合(5点)</li> <li>・宅地品質の確保に対する着眼点が決定的で、かつコスト面からも有効である場合(10点)</li> </ul>   | 最高配点を20点として評価 |





足資料を含む。)及び設計図書の数量総括表の種別で、業務原価の内訳が分かる見積書を持参すること。

- ③ 価格交渉に先立って、施工方法等の確認を行う。
- ④ 価格交渉は、発注者の目標工事額と優先交渉権者の見積書の内訳内容について行い、改善の余地がある場合には、目標工事額及び見積書の見直しを行う。
- ⑤ ④により価格交渉が成立した場合は、その内容に基づき、後日見積合せを行う。
- ⑥ ④の価格交渉の結果、改善の余地がなかった場合には、価格交渉は不成立とする。
- ⑦ 発注者は、交渉過程の記録を交渉記録書として作成する。
- ⑧ 価格交渉が不成立となった場合には、11(1)により決定した次点交渉権者と①から⑦までの方法により、施工方法等の確認及び価格交渉を行うこととし、以降、価格交渉が成立するまで、次順位の交渉権者と価格交渉等を行う。

なお、この場合、価格交渉等の日時及び場所は別途通知する。

### 13 契約の相手方の決定

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格（12(3)④の交渉結果を反映したもの）に基づいて12(3)⑤により見積合せを行い、契約の相手方を決定する。

なお、見積合せが不調となった場合には、12(3)⑧の価格交渉が不成立となった場合と同様に取り扱うものとする。

### 14 選定経緯の公表

本業務の契約者決定後、速やかに契約内容、技術提案書提出者名及び評価合計点について当機構のホームページで公表するとともに、提案項目毎の評価点、技術提案審査結果に関する詳細、施工方法等の確認及び価格交渉の経緯について公表する。

### 15 支払条件

- (1) 発注者は、各業務の請負契約に基づき、受注者の請求に基づき前払金を支払うものとする。
- (2) 工事施工における前払金の支払請求は、工事着工の前及び工事の進捗に応じて事業年度ごとに行うものとし、その請求時期は発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) (2)の前払金の算定に当たっては、請負代金額を各事業年度の出来高予定金額と読み替えるものとし、各事業年度の出来高予定金額は発注者と受注者とが協議して定める。
- (4) 各業務の支払については、業務の進捗に応じて受注者が専門業者に支払った額にマネジメントフィーを加算した額を、発注者は受注者の専門業者への支払を確認したのち、支払うものとし、その支払方法については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

### 16 その他

- (1) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。  
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要  
契約書（交付図書）により、契約書を作成するものとする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ。
- (5) 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は2(5)②(ニ)に掲げる共同企業体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができ



- (イ) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - (ロ) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日  
契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

参加表明書

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 殿

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで手続開始の公示のありました「〇〇市震災復興事業の  
工事施工等に関する一体的業務」に係る企画競争に参加を希望したく、別添様式2～7  
の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構  
通達第95条）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容に  
ついて、事実と相違ないことを誓約します。

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留  
料金分を加えた所定の料金（380円）の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せ  
て提出して下さい。

## 別添様式 2

- ・当機構〇〇地区における平成〇〇年度建設工事（工事区分：土木工事）に係る一般競争参加資格の認定

提出者：\_\_\_\_\_

平成〇〇年度建設工事（工事区分：土木工事）に係る一般競争参加資格認定書の写しを提出

### 別添様式 3

- ・当機構〇〇地区における平成〇〇年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：土木設計）に係る一般競争参加資格の認定

提出者：\_\_\_\_\_

平成〇〇年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：土木設計）に係る一般競争参加資格認定書の写しを提出

別添様式 4

土木工事の施工実績

会社名 \_\_\_\_\_

| 項 目                   |           | 施 工 実 績 事 例              |
|-----------------------|-----------|--------------------------|
| 工<br>事<br>名<br>称<br>等 | 工 事 名 称   |                          |
|                       | 発 注 機 関 名 |                          |
|                       | 施 工 場 所   |                          |
|                       | 契 約 金 額   | 総額 百万円（出資比率分 % 百万円）      |
|                       | 工 期       | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日      |
|                       | 受 注 形 態   | (1) 単独 (2) 共同企業体（出資比率 %） |
| 工<br>事<br>概<br>要<br>等 | 工 事 等 内 容 |                          |
|                       | 施 工 数 量   |                          |

(注 1) 施工実績は、業務説明書 2 (5) ①(ロ) に示す工事について記載すること。

(注 2) 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに本資料を作成すること。(建設コンサルタントは除く。)

(注 3) 施工実績を証する次の書類を添付すること。

① 「工事実績情報システム (CORINS)」 で証明できる場合は、契約書に代えて登録データ (竣工時) の写し

② 登録データが無い場合は、工事請負契約書 (写し)、設計図書の一部 (写し) 等

※ 契約書、設計図書 (一般図程度) 等は、A3 又は A4 に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。

(注 4) 施工実績は、平成〇〇年度以降 (過去 15 年間) に完成した工事とする。



別添様式 5

業務実績

会社名

| 項 目                   |           | 業 務 実 績 事 例         |
|-----------------------|-----------|---------------------|
| 業<br>務<br>名<br>称<br>等 | 業 務 名 称   |                     |
|                       | 発 注 機 関 名 |                     |
|                       | 実 施 場 所   |                     |
|                       | 契 約 金 額   | 総額 百万円              |
|                       | 工 期       | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 業<br>務<br>内<br>容      |           |                     |

- (注 1) 業務実績は、業務説明書 2 (5) ①(イ)に示す業務について記載すること。
- (注 2) 共同企業体の建設コンサルタント構成員が複数者となる場合は、構成員ごとに本資料を作成すること。
- (注 3) 業務実績を証する次の書類を添付すること。
- ① 「測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)」で証明できる場合は、契約書に代えて登録データの写し
  - ② 登録データが無い場合は、契約書 (写し)、仕様書 (写し) 等
- ※ 契約書、仕様書等は、A3 又は A4 に縮小したものを添付すること。ただし、添付する仕様書の中で業務概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。
- (注 4) 業務実績は、平成〇〇年度以降 (過去 15 年間) に完了した業務とする。

別添様式 6

配置予定技術者の資格・経験  
【マネジメント業務】

|                           |         |              |
|---------------------------|---------|--------------|
| マネジメント業務に係る<br>統括管理技術者の氏名 |         |              |
| 会社・所属・役職・従事期間             |         |              |
| 保有資格・部門・分野<br>・取得年月日      |         |              |
| 経<br>験<br>の<br>概<br>要     | 業務・工事名称 |              |
|                           | 発注機関名   |              |
|                           | 施工場所    | (都道府県名・市町村名) |
|                           | 契約金額    |              |
|                           | 工期      | 年 月～ 年 月     |
|                           | 従事役職    |              |
|                           | 業務・工事概要 |              |

(注1) 専任で配置すること。なお、共同企業体の場合は、代表企業から選定すること。

(注2) 該当業務・工事の TECRIS 又は CORINS の写し等を添付すること。

(注3) 添付資料

- 1) TECRIS 又は CORINS に登録データがない場合は、業務・工事名称等及び業務・工事概要が確認できる、①契約書（写し）及び②設計図書・仕様書（写し）等  
※契約書及び設計図書・仕様書等は、A3 又は A4 に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書・仕様書の中で業務概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。
- 2) 配置予定者の、資格を有することを証する書類の写し等
- 3) 提出以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを確認する資料
- 4) 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書（写し）

別添様式 7

配置予定技術者の資格・経験  
【工事施工】

|                             |           |  |
|-----------------------------|-----------|--|
| 工事施工に係る<br>配置技術者氏名          |           | 主任（監理）技術者 ○○ ○○  |
| 会社・所属・役職・従事期間               |           |  |
| 法令による資格・免許                  |           | 一級○○施工管理技士（取得年及び登録番号）<br>監理技術者資格（取得年及び登録番号）<br>監理技術者講習（取得年及び終了証番号） |
| 工事<br>経<br>験<br>の<br>概<br>要 | 工 事 名 称   |  |
|                             | 発 注 機 関 名 |  |
|                             | 施 工 場 所   | （都道府県名・市町村名）   |
|                             | 契 約 金 額   |  |
|                             | 工 期       | 年 月 ～ 年 月  |
|                             | 従 事 役 職   | 現場代理人・主任（監理）技術者・担当技術者  |
|                             | 工 事 内 容   |  |

(注1) 配置技術者氏名欄の（ ）には、主任技術者（監理技術者）の別を記入すること。

(注2) 技術者とは、主任技術者又は監理技術者をいう。

(注3) 工事経験の概要は、平成○○年度以降に完成した工事とする。なお、該当工事のCORINSの写し等を添付すること。

(注4) 複数の候補者（3名を限度）を記入する場合は、候補者ごとに、本資料を作成すること。

(注5) 添付資料

- 1) CORINS に登録データがない場合は、工事名称等及び工事概要が確認できる、①契約書（写し）及び②設計図書の一部（写し）  
※契約書及び設計図書の一部は、A3又はA4に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で業務概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。
- 2) 配置予定者の、①一級技術検定合格証明書（写し）、②監理技術者資格証（写し）及び③提出以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを確認する資料
- 3) 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書（写し）

|   |          |
|---|----------|
| <b>技術提案書</b>  |          |
|   | 平成 年 月 日 |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○  |          |
| ○○○○○○○ ○○ ○○ 殿   |          |
| 住 所   |          |
| 商号又は名称  |          |
| 住 所   |          |
| 商号又は名称  |          |
| 代表者氏名   | 印        |
| 平成○○年○○月○○日付けで手続開始の公示のありました「○○市震災復興事業の<br>工事施工等に関する一体的業務」に係る技術提案書を、別添様式9の書類を添えて申請<br>します。 |          |

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留  
料金分を加えた所定の料金（380円）の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せ  
て提出して下さい。

技 術 提 案 書

1 マネジメントの執行体制及び実施方法

以下の項目について、①、②で1枚、③、④で1枚、⑤、⑥で1枚を目途に、A4版3枚以内で作成すること。

1 「マネジメントの執行体制及び実施方法」について以下の内容で記載する。

① マネジメントに力点を置いた統括管理技術者の実務経験※

※実務経験等とは、建設発生土等の運搬を伴う土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）で従事した経験をいう。

② 人員配置計画を含めたマネジメント執行体制

③ マネジメント業務全体の実施に当たっての着眼点と執行方針

④ マネジメントフィー率の提案及び算定根拠

⑤ 標準案に基づくオープnbックの実施の可否及び実施方針並びに業務の効率化の工夫

⑥ 標準案に基づく地元企業を含む専門業者の選定の可否及び実施方針

(注1) 文字サイズは10ポイント以上とする。

(注2) 必要に応じ説明図・表・根拠等を添付すること。(A3判かA4判とし、両面で1枚とする。なお、説明図等は審査対象としない。)

技 術 提 案 書

2 早期及び次期整備全体に係る施工手順の提案

以下の項目について、A4版3枚以内で作成すること。

2 「早期及び次期整備全体に係る施工手順の提案」について以下の内容で記載する。

- ① 土質区分に着目して、造成工事の掘削、運搬及び流用土盛土に関する施工計画
- ② 早期及び次期整備全体の施工手順の策定と工期短縮及びコスト縮減の工夫
- ③ 策定した施工手順をもとに、工期及びコストに関するリスクの抽出及び回避方策

(注1) 文字サイズは10ポイント以上とする。

(注2) 早期・次期整備全体の施工手順について、A3判(1枚)で作成したものを必ず添付すること。(添付された施工手順は、審査対象とする。)

(注3) その他、必要に応じ説明図・表・根拠等を添付すること。(注2の施工手順の裏面を使用すること。なお、説明図等は審査対象としない。)

技 術 提 案 書

3 安全・安心な宅地整備に係る提案

以下の項目について、A 4 版 2 枚以内で作成すること。

3 「安全・安心な宅地整備に係る提案」について以下の内容で記載する。

①工事環境及び目的物に対する安全確保のチェックポイントと具体的な対策

②宅地品質の整った安全・安心な宅地地盤の築造に向けた提案

(注 1) 文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(注 2) 必要に応じ説明図・表・根拠等を添付すること。(A 3 判か A 4 判とし、両面で 1 枚とする。なお、説明図等は審査対象としない。)





### 3 基本協定書





- 2 受注者は、早期業務においては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 マネジメント業務（前条第1項第2号を除く）
  - 二 マネジメント業務の遂行によって必要が生じた地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等
  - 三 関連事業との運土調整に係る施工計画及び詳細設計
  - 四 基本設計の修正、盛土材の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
  - 五 許認可等に係る図書作成
  - 六 工事施工
- 3 受注者は、次期業務においては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 マネジメント業務
  - 二 マネジメント業務の遂行によって必要が生じた地盤調査等及び地形測量等
  - 三 基本設計の修正、盛土材の公道運搬を含む施工計画及び詳細設計
  - 四 許認可等に係る図書作成
  - 五 工事施工

（統括管理技術者の配置）

- 第5条 受注者は早期業務及び次期業務を行うにあたり、業務の全般を管理する専任の統括管理技術者を配置するものとする。
- 2 発注者は、統括管理技術者がその職務を執行するにあたり、著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

（コストプラスマネジメントフィーに関する合意）

- 第6条 業務の実施に必要な費用は、業務の実施に要する原価（以下「業務原価」という。）とマネジメント業務に要するマネジメントフィーとし、その合計をコストプラスマネジメントフィーという。
- 2 業務原価は、次の各号に掲げるものの実際に要する費用とする。
    - 一 工事施工に要する費用及びマネジメントに必要な人件費等（以下「工事原価」という。）
    - 二 地盤調査等の工事施工に必要な調査の実施に要する費用（以下「調査原価」という。）
    - 三 地形測量等の実施に要する費用（以下「測量原価」という。）
    - 四 基本設計及び詳細設計に要する費用（以下「設計原価」という）
  - 3 マネジメントフィーは、次の各号に掲げる企業の継続運営等に必要な費用とし、調査、測量及び設計業務に関しては業務原価の○%とし、工事施工に関しては業務原価の○%とする。

- 一 取締役及び監査役に対する報酬
- 二 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- 三 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- 四 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- 五 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- 六 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- 七 通信費、交通費及び旅費
- 八 電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- 九 技術研究、開発等の費用
- 十 広告、公告、宣伝に要する費用
- 十一 事務所、寮、社宅等の借地借家料
- 十二 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- 十三 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- 十四 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却費
- 十五 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- 十六 契約の保証に必要な費用
- 十七 火災保険その他の損害保険料
- 十八 電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
- 十九 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- 二十 支払利息及び割引料、支払い保証料その他営業外費用
- 二十一 株主配当金、役員賞与金、内部留保金
- 二十二 経理・監査に必要な費用
- 二十三 工事に関連する調査、測量、設計及び工事施工の一体的マネジメントに対する技術報酬

(業務原価の算定に用いる基準等)

第7条 業務原価に含まれる内容は、次の各号に掲げるものとする。

一 調査原価

地盤調査等にあつては、直接調査費、間接調査費、業務管理費及び一般管理費等とする。

一般管理費等については、地質調査積算要領（平成23年10月、独立行政法人都市再生

機構)に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

## 二 測量原価

地形測量にあつては、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等とする。

一般管理費等については、測量作業積算要領（平成23年8月、独立行政法人都市再生機構）に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

## 三 設計原価

基本設計及び詳細設計にあつては、直接人件費、諸経費及び技術経費とする。

諸経费率及び技術経费率については、都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説（平成16年7月1日、独立行政法人都市再生機構）に基づき算出される金額の範囲内とし、これにより難しい場合は発注者及び受注者が協議のうえ定める。

## 四 工事原価

工事原価は、工事の施工に必要な直接工事費、共通仮設費及びマネジメント業務を含む現場配置技術者の人件費等とする。

工事原価に含める現場配置技術者の人件費等は、以下のとおりとする。

- ・ 現場労働者に係る次の費用
  - i 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
  - ii 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
  - iii 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
  - iv 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- ・ 現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- ・ 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課（ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く）
- ・ 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- ・ 現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く）
- ・ 現場従業員に係る退職金及び退職金引当金繰入額
- ・ 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ・ 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- ・ 通信費、交通費及び旅費

- ・ 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費（ただし、臨時にして巨額なものは除く）
- ・ 工事施工を専門工業者等に外注する場合に必要な経費
- ・ 工事实績等の登録に要する費用
- ・ 原価性のある広告諸経費
- ・ 原価性のある雑費

（インセンティブ及びリスクに関する合意）

第8条 発注者及び受注者は、コスト縮減等を算定するための基準となる価格（以下「インセンティブ基準価格」という。）を設定するものとする。

2 受注者が第4条第2項第5号及び同第3項第6号に規定する工事施工を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項が発生した場合には、発注者は業務原価及びマネジメントフィーに対し、インセンティブフィーとしてコスト縮減額の50%相当額を支払うものとする。

- 一 早期業務において、設計VE等によりインセンティブ基準価格が安価となった場合
- 二 工事施工において、施工時VEによりインセンティブ基準価格が安価となった場合
- 三 工事施工において、施工時VEと同等と認められ、インセンティブ基準価格が安価となった場合

3 発注者及び受注者は、技術提案及び価格協議において確認したリスクについて、別紙リスク分担表のとおり合意する。

なお、当該リスク分担表に定めのない事項の取扱いについては、その都度、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

4 発注者及び受注者は、工事原価の不用意な増額を防止するために、上限額の設定を行うものとする。上限額は、発注者と受注者の協議により決定される発注者から受注者に移転するリスクの額（以下「リスク管理費」という。）をインセンティブ基準価格、マネジメントフィー及びインセンティブフィーの合計額に加えたものとする。

5 発注者及び受注者は、リスク管理費について相互に連携し、リスクが発現しないように努めるものとする。

6 インセンティブ基準価格、インセンティブフィー及びリスク管理費は、次の各号に掲げる3区分で設定するものとし、発注者と受注者は、別添様式により〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定に基づく工事施工のインセンティブ基準価格等の設定に関する確認書（以下「確認書」という。）を交換するものとする。

- 一 早期業務
- 二 〇〇地区に係る次期整備工事及び次期整備工事に関連する次期業務
- 三 〇〇地区に係る次期整備工事及び次期整備工事に関連する次期業務

- 7 早期業務及び次期業務の工事原価に係る当初のインセンティブ基準価格は、工事請負契約の締結に先立ち、価格交渉によって合意した額とする。
- 8 発注者及び受注者は次の各号に掲げる事由が生じた場合には、双方協議のうえ、インセンティブ基準価格と確認書を変更するものとする。
  - 一 受注者が実施する詳細設計によって工事原価が変更となった場合
  - 二 設計VE等によって工事原価が安価となった場合
  - 三 工事の施工に伴って、リスク管理費に見込んだ項目が発現し、工事原価に組み入れられた場合
  - 四 各契約図書の記載内容の変更によって工事原価が変更となった場合

(早期業務の契約の締結)

- 第9条 発注者及び受注者は、本協定締結後、早期整備工事について、工事原価にマネジメントフィーを加算した額をもって工事請負契約を締結する。
- 2 受注者は、前項の工事請負契約の締結後、速やかに第4条第2項第1号のマネジメント業務を開始する。
  - 3 本協定締結後、速やかに発注者は、受注者に対して、事業認可等の見通しを通知する。
  - 4 受注者は、第2項のマネジメント業務を開始したのちに、地盤調査等、地形測量等及び詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、発注者と当該業務の請負契約を締結する。
  - 5 詳細設計完了後、第1項の工事請負契約に変更の必要が生じた場合、発注者及び受注者は協議のうえ、第8条第2項に規定するインセンティブフィーが生じたときはその額を、第8条第3項に規定するリスクが発現したときはそのリスク管理費を、それぞれ加算して、契約の変更を行うものとする。

(次期業務の契約の締結)

- 第10条 次期整備工事エリアを段階的に整備するものとし、発注者は、受注者に対して発注者が実施した基本設計等の成果物を順次提供する。
- 2 受注者は前項の基本設計等の提示に先立ち、地盤調査等及び地形測量等を実施する必要がある場合、業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。
  - 3 次期業務については、第1項の基本設計等の提示又は前項の業務請負契約の締結のいずれか早い時点で、マネジメント業務を開始する。
  - 4 受注者は、第1項の成果物の内容を確認し、詳細設計の業務計画案を発注者に提出し、発注者の承諾を得たのちに、当該業務の請負契約を締結する。



5 発注者及び受注者は、次期業務の工事施工の実施が確実となった場合に、受注者が実施した詳細設計の成果に基づき、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

なお、受注者は第11条第1項の規定によるものを除き、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

(次期業務の工事施工を行わない場合の合意事項)

第11条 次期業務の工事施工が、本協定締結から2か年の間までに次の各号に掲げる事由に該当することとなった場合には、発注者と受注者間で協議のうえ、次期業務の一部又は全部を実施しないものとする。

一 発注者において、次期業務に係る一部又は全部の工事施工を行わないもしくは工事施工の見通しが立たないと判断された場合

二 工事原価に関して、発注者と受注者の協議が成立しなかった場合

三 受注者において、工事施工が不可能と判断される事由が生じた場合

2 前項の規定により、次期業務の工事施工の一部又は全部を実施しないこととなった場合は、発注者は受注者より、工事施工を行わないと判断された時点までに受注者が実施した業務の成果物の引渡しを受けるものとする。

3 前項の成果物の引渡しに当たって、精算が必要な場合には、発注者及び受注者が協議のうえ、請負契約の変更を行うものとする。

(オープンブックの採用に関する合意)

第12条 受注者が行う地盤調査等、地形測量等、基本設計、詳細設計及び工事施工の契約の相手方（以下「専門業者」という。）の選定に当たっては、特定の者に偏ることなく地元企業の活用を図るものとし、契約に先立ち発注者の承諾を得るものとする。

2 前項に規定する地元企業は、次の各号に該当する企業とする。地元企業の活用に当たっては、専門業者及び数次の下請負人を含めて、広範に検討を行い、最優先で活用を図るものとする。

なお、地元企業は以下のとおりとし、地元企業の活用が困難な場合は、その旨を明確にするものとする。

一 ○○市に本店、本社を有する企業

二 ○○市内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されている企業

三 ○○県内に本店、本社を有する企業

3 発注者及び受注者は、本協定の締結後速やかに、協議のうえ、前項に規定する内容を含めて専門業者の選定に関する事項を定めるものとし、別途、○○市震災復興事業の工事施

工等に関する一体的業務に係る専門業者の選定に関する確認書を交換する。

- 4 受注者の構成員が専門業者になることは認めない。
- 5 受注者は、対価の公正さを明らかにするため、発注者にすべての業務原価に係る算出根拠及び証拠書類を開示及び提出し、発注者は、その書類等を確認のうえ、適切なコスト管理を行う（以下「オープンブック」という。）ものとする。
- 6 発注者は、前項の規定により提出された業務原価に関する算出根拠及び証拠書類に疑義がある場合、受注者に対して詳細な資料の提出を求めることができる。
- 7 発注者及び受注者は、本協定の締結後速やかに、協議のうえ、第三者機関による監査等を含めてオープンブックの実施方法を定めるものとし、別途、〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係るオープンブックの実施に関する確認書を交換する。
- 8 第5項に係る事項のうち受注者及び専門業者の人件費に係る事項（以下「人件費に係る事項」という。）については、事業の委託者である〇〇市への提出及び国等の検査に基づく開示を除き、その他の第三者に対しては非開示情報とする。発注者は、〇〇市に対して人件費に係る事項を提出する場合は、国等の検査に基づくものの他は〇〇市以外の第三者に対して非開示情報として取り扱うことを条件にするものとする。

（請負代金の支払い）

第13条 発注者は、受注者の請求により請負契約及び次項に基づき請負代金を支払うものとする。

- 2 前払金を除く請負代金については、業務の進捗に応じて受注者が専門業者に支払った額及びそれ以外の業務原価について発注者が確認を行い、当該確認額に第6条第3項に規定するマネジメントフィーの率を乗じて得た額を加算した額（以下「支払対象額」という。）から、発注者が受注者に既に支払った支払対象額に相当する前払金及び前払金を除く請負代金の既支払い額を差し引いた額を支払うものとし、その支払方法については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（秘密の保持）

第14条 受注者は業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品を第三者に譲渡し、貸与し、又は利用せしめてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（本協定の解除）

第15条 本協定に定める事項について、発注者及び受注者に著しい不履行が認められる場合には、発注者受注者協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

(あっせん又は調停)

第16条 この協定の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他この協定に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、速やかに建設業法による〇〇県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(定めのない事項等)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者受注者協議して定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、発注者受注者各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

受注者

〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務

①リスク分担表

| 大項目            | 小項目(リスク内容)                 | リスクの発生要因  | リスク分担   |     | 備考                              | 代表的なリスク  |                    |
|----------------|----------------------------|---|---|-----|---------------------------------|--|--------------------|
|                |                            |   | 発注者   | 受注者 |                                 |  |                    |
| マネジメント         | 1 市町村等における土地整理事業の許可の遅延     | 事業関連手続き等の遅延による工事着手不可による遅延   | ○   |     |                                 | 各種協議遅延による工程遅延  |                    |
|                | 2 法規制解除、許認可取得等の遅延          | 関係法令の法規制解除の遅延、許認可等必要手続の未実施による工事着手の遅延  | ○   | ○   | 別紙「工事特記仕様書」「設計・施工条件一覧(関係法令)」による | 各種協議遅延による工程遅延  |                    |
|                | 3 漁業組合等の地元組織との調整難航         | 事業関連の調整難航による工事着手の遅延<br>工期の延長<br>工事関連の説明等の難航による工事着手の遅延<br>工期の延長  | ○   | ○   |                                 | 各種協議遅延による工程遅延  |                    |
|                | 4 CMを含む実行予算、補助金措置の遅延       | 補助金措置の遅れによる業務着手遅延<br>工期の延長<br>CM実行予算措置の遅れによる業務体制確立の遅延   | ○   | ○   |                                 | 各種協議遅延による工程遅延  |                    |
|                | 5 CM体制の構築、調査等業務計画立案、業務の遅延  | CM体制の構築遅延による<br>・調査等業務計画立案の遅延<br>・専門家への発注遅延<br>・業務着手遅延<br>各種計画変更に対するマネジメント人員の追加<br>工期の延長  |   | ○   |                                 | 各種協議遅延による工程遅延  |                    |
|                | 6 市町村等との設計協議の遅延            | 設計内容見直し等の発生<br>設計協議の着手遅延もしくは長期化による調査等業務の遅延<br>工期の延長<br>不測の協議、調整先の追加<br>工期延長   | ○   | ○   | 協議                              | 基本設計の変更<br>各種協議遅延による工程遅延   |                    |
|                | 7 調査・設計業務等の遅延              | 調査・設計等業務の着手遅延もしくは長期化による調査・設計等業務の遅延<br>専門家等成果品の品質不良による手戻り、工程遅延<br>専門業者のオープンブック導入遅延による工程遅延<br>各種計画変更に対する調査・設計管理人員の追加<br>工期の延長   |   | ○   |                                 | 基本設計の変更<br>各種協議遅延による工程遅延   |                    |
|                | 8 日常の工程管理、品質管理、安全管理        | 工程管理又は工程調整の不備による工期延長<br>品質管理の不備による品質の未確保<br>地盤の支持力不足、地盤沈下、排水の不良、地下排水等不良による盛土崩壊、構造物等の強度・寸法不足、構造物基礎地盤支持力不足による構造物への影響、積載の活着低下、路床強度不足による路面沈下、管接合の不備による漏水、その他、基礎整備工事共通仕様書に定めのある品質、出来形等の不足等による影響<br>安全管理の不備による事故等の発生<br>土砂等運搬車両による一般交通との交通災害発生<br>工期の延長 |   | ○   |                                 | 各種協議遅延による工程遅延  |                    |
|                | 9 事業計画変更に伴う施工内容、数量の変更      | 事業計画変更による基本設計の見直し<br>基本設計の見直しに伴う施工内容の変更及び工事施工方法の変更<br>基本設計の見直しによる設計数量の変更<br>工事施工方法及び設計数量の変更に伴う工期の変更(大幅な数量増による工期の延長)   | ○   |     |                                 | 基本設計の変更  |                    |
|                | 10 現地精査による施工内容、数量の変更       | 盛土箇所の撤去・処分数量の変更<br>伐採材等処分先、処分数量の変更  | ○   |     |                                 | 支援となる地中埋設物の発見<br>不法投棄物の発見<br>既存建物の発見<br>前面にない埋設物の撤去・処分<br>既存構造物の残置 |                    |
|                | 11 設計協議による条件変更             | 上下水道計画に關わる設計見直し、工事の追加<br>排水路、放流条件に關わる設計見直し、工事の追加<br>その他条件による設計項目の追加、工事の追加   | ○   |     |                                 | 基本設計の変更<br>積水排水先の変更<br>各種協議遅延による工程遅延                               |                    |
|                | 12 関連事業等の遅延による工事着手遅延       | 災害公営住宅建設事業建設工事及び〇〇県災害の防潮堤工事、河川護岸工事に係る住宅建設工事との事業進捗及び組織工事調整の遅延<br>工期の延長   | ○   | ○   |                                 | 国連、河川事業などの事業着手遅延による工程遅延  |                    |
|                | 13 宅地地盤強度不足等の不具合の発生、顕症への対応 | 宅地地盤支持力不足による不具合の発生<br>宅地表面排水の不良による不具合の発生<br>計画区域への立ち入り調査等の着手不可による調査・設計等の遅延<br>工期の延長   |   | ○   |                                 | 地盤支持力不足、漏水、排水不良による宅地品質低下   |                    |
|                | 14 事業計画区域の用地買収等の遅延         | 地元要望に基づく作業条件(工事実施日、作業時間等)の変更<br>地元要望に基づく施工方法の変更<br>地元合意の長期化による調査・設計・工事着手の遅れ<br>地元要望等による過度の安全対策の追加<br>景観変化に対する住民合意形成遅延による工程遅延、計画の変更<br>各種団体等への反対による工程遅延  | ○   | ○   |                                 | 地権者合意の遅延による工程遅延  |                    |
|                | 15 地元要望に基づく条件変更等の発生        | 地元要望に基づく作業条件(工事実施日、作業時間等)の変更<br>地元要望に基づく施工方法の変更<br>地元合意の長期化による調査・設計・工事着手の遅れ<br>地元要望等による過度の安全対策の追加<br>景観変化に対する住民合意形成遅延による工程遅延、計画の変更<br>各種団体等への反対による工程遅延  | ○   | ○   |                                 | 基本設計の変更<br>各種協議遅延による工程遅延   |                    |
|                | 16 土砂搬出(地区外)に伴う調整等         | 搬出時期及び受け入れ条件の協議未了・協議遅延<br>搬出先の変更<br>工期の延長   | ○   | ○   |                                 | 受け入れ先と当方の工程のズレ<br>土砂の品質不良  |                    |
|                | 技術特性                       | 1 土運搬工法等の大幅な見直しの発生  | 土運搬工法の最適工法再検討による工法変更<br>工期の延長   | ○   |                                 |  |                    |
|                |                            | 2 品質の低下   | 盛土材の材質のばらつきによる盛土品質の低下<br>盛土材の材質のばらつきによる盛土施工方法の変更  |     | ○                               |  | 盛土材としての品質のばらつき等の発生 |
|                | 自然条件                       | 1 地盤・地質条件の不測の事態の発生  | 提示土質調査結果と追加土質調査結果による地質(土砂、軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ)の相違や土量変化率等の相違による施工対象土質の変更<br>不測の地盤状況による施工方法の変更<br>不測の地盤状況による数量の変更<br>自然由来等の重金風類を含む岩石や土砂の出現による土壌汚染対策の検討<br>土壌汚染対策工等追加による数量の変更<br>工期の延長 | ○   |                                 | 見用の可否  | 地盤改良工法の変更          |
|                |                            | 2 地下水、湧水の発生等に伴う対策工法の追加  | 不測の自然現象の発生に伴う対応の検討<br>対策工事等追加による数量の変更<br>工期の延長  | ○   |                                 | 見用の可否  | 地下水、湧水対策の実施        |
| 3 気象・海象・地震・津波  |                            | 不測の自然現象の発生に伴う対応の検討<br>不測の自然現象による損害(工事目的物、仮設備、資機材)<br>ゲリラ豪雨等の不測の急激な天候不良による土砂流出等の外部影響への復旧対策の実施<br>異常降雪・積雪に対する住民対策工事の発生<br>対策工事等追加による数量の変更<br>工期の延長  | ○   | ○   |                                 | 気象・海象・地震・津波による工程遅延<br>異常降雪に伴う対策工事の実施<br>ゲリラ豪雨に伴う土砂流出               |                    |
| 4 作業道路、ヤード等の不足 |                            | 作業ヤード確保遅延による工事着手の遅延<br>工期の延長  | ○   | ○   | 協議                              | 各種協議遅延に伴う工程遅延  |                    |
| 5 希少種への対応      |                            | 希少種生態系保全対策実施による前工または工程遅延<br>希少種生態系保全のための計画、設計、施工方法の変更   | ○   |     |                                 | 各種協議遅延に伴う工程遅延  |                    |
| 6 その他          |                            | 山火事による作業不能<br>危険生物(熊・毒蛇・蜂など)の出没・発生による作業不能<br>埋蔵文化財が発見され、発掘調査のため工事が中断する<br>労務等調達遅延による工事着手の遅延<br>工期の延長  |   | ○   |                                 | 各種協議遅延に伴う工程遅延  |                    |
| 社会条件           | 1 労務・資材調達、重機確保等の遅延         | 社会情勢の変化等による資材確保の遅延、遠距離化<br>労務等調達の遅延による工事着手の遅延<br>専門業者の選定・承認遅延による工事着手の遅延<br>工期の延長  |   | ○   |                                 | 地元業者優先契約によるコスト増  |                    |
|                | 2 物価変動による単価の増減             | 労務、資材等の物価の上昇に伴う単価の変更  | ○   | ○   | オープンブック                         | 地元業者優先契約によるコスト増<br>積立値上がり<br>生コン値上がり<br>交通誘導員値上がり                  |                    |
|                | 3 地元住民に対する騒音・振動対策等、環境対策の実施 | 安全対策等の地元合意遅延による工事着手の遅延<br>供用中道路の管理者協議、公安協議による安全対策等の検討<br>環境影響、工事用車両走行への住民からの苦情発生による工事停止、工程遅延<br>工事により家屋・家畜に発生した影響への対策(家屋調査等)<br>工期の延長   |   | ○   | 協議                              | 地元苦情による10ダンプトラックでの運搬作業の中断<br>地中埋設物の発見等による工事対応                      |                    |
|                | 4 周辺地域に対する泥水流出等、水質汚濁対策の実施  | 安全対策工事等追加による数量の変更、安全対策等の検討<br>漁港等への泥水流出、水質汚濁対策の検討<br>対策工の実施による数量の変更<br>水質汚濁による漁業への影響、漁業組合からの苦情への対策<br>工期の延長   |   | ○   |                                 | 地元苦情による10ダンプトラックでの運搬作業の中断<br>地中埋設物の発見等による工事対応                      |                    |
|                | 5 地域特性等に伴う施工条件の変化          | 社会的な震災復興関連対応等による工事休止(復興イベント等)<br>地中埋設物の発見等による工事対応<br>想定外の埋設物の存在による損傷<br>架空線等近接構造物による工事対応<br>残存ガレキ・不法投棄物の発見及び存置既存建物等、設計条件との差異への対応<br>工期の延長   |   | ○   |                                 | 各種協議遅延に伴う工程遅延  |                    |
|                | 6 法律改正、基準改定等による設計変更        | 詳細設計の見直し検討<br>施工方法の見直し検討<br>見直しによる施工内容等追加による数量の変更<br>工期の延長<br>消費税増税   | ○   |     |                                 | 基本設計の変更<br>土質に係る変更<br>各種協議遅延による工程遅延                                |                    |

#### 4 インセンティブ基準価格等の設定に関する確認書



〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定に基づ  
く工事施工のインセンティブ基準価格等の設定に関する確認書

〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「発注者」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「受注者」という。)は、発注者受注者間に平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定 (以下「協定」という。) 第〇条第〇項の規定に基づき、早期業務のインセンティブ基準価格等の設定に関して以下のとおり確認する。

(総則)

第1条 工事施工に関しては別添のとおりとする。

(インセンティブ基準価格等)

第2条 基本協定第8条第4項に規定する上限額は 金 〇〇〇〇〇〇〇〇円、その内訳は次のとおりとする。

- 一 協定第8条第1項に規定するインセンティブ基準価格は 金 〇〇〇〇〇〇〇〇円
  - 二 協定第8条第4項に規定するリスク管理費は 金 〇〇〇〇〇〇〇〇円
  - 三 協定第6条第3項に規定するマネジメントフィーは 金 〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 2 基本協定第8条第2項に規定するインセンティブフィーは 金 〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- 3 工事請負代金の額は、インセンティブ基準価格にマネジメントフィー相当額及びインセンティブフィー相当額を加えた 金 〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

(工事請負代金額の事業区分)

第3条 前条第3項に規定する工事請負代金の額の事業毎の区分は、別表のとおりとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

受注者

【別表】 工事請負代金額の事業区分

| 事業名 |             | 工事請負代金額の内訳  |
|-----|-------------|---|
| 1   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業 | インセンティブ基準価格 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円<br>マネジメントフィー 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円<br>インセンティブフィー 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円<br>計 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 2   |             |   |
| 3   |             |   |
| 4   |             |   |
| 5   |             |   |
| 6   |             |   |



## 5 オープンブックの実施に関する確認書



## 〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係るオープンブックの実施に関する確認書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「発注者」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「受注者」という。)は、発注者及び受注者間で平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定 (以下「協定」という。) 第 12 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり確認する。

### 第 1 章 コストに関する情報の開示

(情報開示)

第 1 条 受注者は、発注者に対して、契約及び支払いに関する透明性を確保するために、〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務 (以下「業務」という。) の業務原価に関する情報について、第 15 条に定める場合を除き全て開示するものとする。

(開示情報の内容)

第 2 条 前条の場合において、受注者が発注者に開示する情報の内容は別表 1 のとおりとする。

(業務原価の確認)

第 3 条 受注者が業務原価に算入する項目は次の各号のとおりとする。

- 一 地質調査積算要領 (平成 23 年 10 月に発注者が定めた要領) に含まれるもの
- 二 測量作業積算要領 (平成 23 年 8 月に発注者が定めた要領) に含まれるもの
- 三 都市整備事業に係る設計業務等委託料基準・同解説 (平成 16 年 7 月 1 日に発注者が定めた要領) に含まれるもの
- 四 土木・造園工事積算要領 (平成 24 年度に発注者が定めた要領) に含まれるもので、現場管理費に計上される受注者の現場配置技術者の人件費等及び一般管理費等を除いたもの
- 五 別表 2 に掲げる受注者の現場配置技術者の人件費等に係るもの
- 六 発注者が、汎用性のあるものと認めた積算要領等に含まれるもの

### 第 2 章 オープンブックの実施体制

(実施体制の整備)

第 4 条 発注者及び受注者は、〇〇市震災復興事業の円滑な進捗に資するよう役割を明確にしたオープンブックに関する実施体制の整備を図る。

(発注者の実施体制と役割)

第 5 条 発注者は、オープンブックの実施にあたって、別表 3 に掲げるオープンブック実施チームを整備する。

2 前項のオープンブック実施チームは、次の各号に掲げる役割を担う。

- 一 社内における報告、決裁等についての規則の整備
- 二 受注者から発注者に提出される書面に関する様式等の整備

- 三 受注者から発注者に提出される業務原価に関する算出根拠や証拠書類のチェック
- 四 発注者及び受注者間で締結した工事請負契約書等に基づく進捗管理
- 五 〇〇市、〇〇県からの委託事業費（予算）の管理
- 六 基本協定に基づく発注者リスクの低減及びリスク管理費の見直しに関する事項
- 七 業務原価の増額等が懸念される場合に、事業費の低減方策等に関する事項

(受注者の実施体制と役割)

第6条 受注者は、別に定める「内部統制整備に関する基本方針」に基づき、オープンブックを適正に実施するものとする。

- 2 受注者は、オープンブックの実施にあたって、別表4に掲げるオープンブック実施チームを整備する。
- 3 前項のオープンブック実施チームは、次の各号に掲げる役割を担う。
  - 一 受注者から発注者に提出される書面に関する様式等の整備
  - 二 証拠書類（見積書、契約書、出来高調書、納品書、支払伝票等）の分類、管理及び保管
  - 三 契約・支払い進捗状況調書の作成及び進捗管理
  - 四 リスク管理費を含む実行予算の管理、前払金等を含めた受け入れ額の管理
  - 五 業務原価の増額等が懸念される場合に、事業費の低減方策等に関する提案

(進捗管理の方法)

第7条 第5条第2項第4号及び前条第3項第3号の進捗管理は、次の各号に定める方法によるものとする。

- 一 契約の進捗管理は、発注者及び受注者で締結した工事請負契約等を指標として、業務原価に算入される受注者のマネジメント人件費等の発生状況及び受注者と専門業者が業務原価に算入される契約の締結状況を常に把握することによって行うものとする。
- 二 支払の進捗管理は、工事請負契約等の範囲内で受注者が作成した実施工程表を指標として、出来高を含めた支払い状況等を常に把握することによって行うものとする。
- 2 契約及び支払の進捗状況は、地元企業関連分を明確にしたうえで、別途定める方法で一般の閲覧等に供するものとする。

(原価管理会議)

第8条 発注者及び受注者は、第5条第1項及び第6条第2項に規定するオープンブック実施チームによる原価管理会議を毎月1回開催する。

- 2 前項の原価管理会議においては、業務原価の管理に必要な次の各号に掲げる事項の確認等を行うものとする。
  - 一 第5条第2項及び第6条第3項に規定する役割に基づく実施状況
  - 二 業務原価に関する予定された金額の範囲内での執行の見通し等
  - 三 事業費の低減方策等に関する取り組み方針
  - 四 業務疑義が生じた内容についての取扱い方針

### 第3章 オープンブックの実施プロセス

(実施要領書等)

第9条 受注者は、オープンブックの実施手順等を示した「オープンブック実施要領書」(以下「要領書」という。)を作成し、発注者の承諾を受けるとともに、要領書に基づき適正にオープンブックに伴う会計処理を実施するものとする。

2 発注者は、オープンブックの実施に係る「オープンブック実施計画書」(以下「計画書」という。)を作成し、受注者に提示するとともに、計画書に基づき適正にオープンブックに係る手続きを実施するものとする。

3 発注者及び受注者は、やむを得ない事情により、第1項に掲げる要領書に修正を加える必要が生じた場合は協議のうえ、書面の改訂処理を行うことができるものとする。

(専門業者等に対する支払い)

第10条 受注者が行う専門業者等への支払いにあたっては、受注者及び専門業者各々専用の銀行口座を開設のうえ、以下の各号に定める事務を行うものとする。なお、詳細な手続きは、要領書に定めるところによる。

(例 示)

#### 一 専門業者への支払い

- イ 毎月20日締で出来高を検収
- ロ 速やかに請求書を受け付け
- ハ 翌月末日(支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日)、全額現金にて支払う
- ニ 上記ハの後、振込元銀行発行の支払手続完了明細を収集

#### 二 資機材納入業者等への支払い

- イ 毎月20日で出来高を締め切り
- ロ 速やかに請求書を受け付け
- ハ 翌月末日(支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日)、全額現金にて支払う
- ニ 上記ハの後、振込元銀行発行の支払手続完了明細を収集

#### 三 現場経費等

- イ 同月末日締め切りで請求書を受け付け
- ロ 翌月20日(支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日)、全額現金にて支払う
- ハ 上記ロの後、振込元銀行発行の支払手続完了明細を収集
- ニ 小口現金による支払の場合は、領収証を保管

#### 四 人件費等の取り扱い

- イ 社員については、当月分を当月25日(支払日が金融機関休業日の場合は、その前営業日)に銀行振込みにより支払う(残業手当については翌月精算)
- ロ 派遣社員、個別契約社員等については、各々の契約に従い支払う

## 五 証拠書類の保管

前一号から五号により発行される証拠書類を翌月末日までに帳簿に取りまとめ、第5条第1項に規定する発注者が設置するオープンブック実施チームにその写しを提出のうえ、原本は受注者の事務所に保管する。

(業務原価への算入確認)

第11条 発注者は、前条第五号の規定により証拠書類が提出された場合、速やかに第3条に規定する業務原価に算入できる項目に合致しているかどうか審査する。

2 発注者は、前項の審査の結果、第3条の規定の範囲内で業務原価への算入を認めないことができる。また、発注者は、必要な場合、受注者に対して是正を求めることができる。

(監査の実施)

第12条 受注者は、次の各号に掲げるところにより第三者による監査を実施する。

一 共同企業体代表会社〇〇〇〇の〇〇支店管理部(管理課長)による内部監査を1回/月に実施する。

二 オープンブックに伴う第三者監査の委託先は〇〇〇〇公認会計士とし、四半期毎に監査を実施する。

三 監査内容は、会計監査、業務監査とする。

四 第三者監査の具体的な進め方については別に取り決めるものとする。

(監査結果の報告)

第13条 受注者は、前条の規定に基づいて実施した監査結果について、遅滞なく発注者に報告を行うものとする。

2 発注者は、前項の規定により監査結果の報告を受けたときは、問題があると判断された場合は、専門家の意見を聴取したうえで、受注者に対してオープンブック実施プロセス等の改善を求めることができる。

## 第4章 情報開示

(情報開示)

第14条 オープンブックの実施に伴う情報については、第三者すべてに開示するものと発注者、〇〇市、〇〇県、及び国にのみ開示し、第三者に対しては非開示とするものとに区分するものとし、その詳細は別表5のとおりとする。ただし、非開示とする情報の取扱いについては、第15条に定めるとおりとする。

2 第三者すべてに開示する情報の取扱いは、受注者が作成し発注者により予め承諾された第三者開示情報取扱い要領に従い、第11条第1項の審査を経た後に、速やかに公表するものとする。

(非開示情報の取り扱い)

第15条 非開示とする情報の扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 第三者に対して非開示とする情報のうち、国等の検査に基づき、発注者から事業委託者である〇〇市、及び〇〇県に対して提示する情報については、国等の検査に基づくものの他は〇〇市、〇〇県以外の第三者に対して非開示情報として取り扱うことを条件にするものとする。
- 二 第三者全てに開示する情報について、受注者が発注者に開示しがたい項目が含まれている場合、証拠書類提出の際、受注者は当該証拠書類に非開示を明記のうえ発注者の了解を得て、その部分を非開示とすることができる。

## 第5章 その他

(協議事項)

第16条 この確認書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(適用)

第17条 この確認は平成〇〇年 〇〇月〇〇日から適用する。

この確認の証として本書二通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

受注者

【別表1】受注者が発注者に開示する情報の内容

| 区分       |  | 情報の内容  |
|----------|--|--|
| 工事<br>原価 | 専門業者<br>資機材納入業者<br>等                                     | <p><b>【契約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書、契約書等における契約額及び内訳明細<br/>※契約額は発注者の積算基準等で算定した金額以下であるもの<br/>※契約額が上記を超過する場合には、妥当な根拠があるもの</li> </ul> <p><b>【支払】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来高調書、納品書、請求書<br/>※契約額の範囲内の支払いであるもの</li> <li>・支払い確認</li> </ul> |
|          | 受注者の配置技術者の人件費<br>※現場管理費<br>該当分、マネジメント人<br>件費共通           | <p><b>【支払】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例給与、社会保険料、賞与、退職金引当金等を含めた人件費</li> <li>・非常駐の場合には、日時、時間、単価及び証憑を添付<br/>※支払い額はインセンティブ基準価格内訳書と対比が可能であり、計上数量及び単価が合致しているもの</li> </ul>  |
|          | 受注者が支出した配置技術者の人件費以外の経費<br>※現場管理費<br>該当分、マネジメント人<br>件費等共通 | <p><b>【支払】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書、納品書、支払伝票<br/>(JVの場合)</li> <li>・構成員間においては、賦課、配賦、仕向け、立替処理等<br/>※第3条の規定に合致しているもの<br/>※上記により難しい場合には妥当な根拠があるもの<br/>※インセンティブ基準価格内訳書と対比が可能であり、計上数量及び単価が合致しているもの</li> </ul>   |
| 調査原価     | 専門業者<br>資機材納入業者<br>等                                     | <p><b>【契約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書、契約書等における契約額及び内訳明細<br/>※契約額は発注者の積算基準等で算定した金額以下であるもの<br/>※契約額が上記を超過する場合には、妥当な根拠があるもの</li> </ul> <p><b>【支払】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来高調書、納品書、請求書<br/>※契約額の範囲内の支払いであるもの</li> <li>・支払い確認</li> </ul> |
| 測量原価     |  |  |
| 設計原価     |  |  |



【別表 2】 業務原価に算入する現場配置技術者の人件費等

基本協定に記載のある項目

- ・現場労働者に係る次の費用
  - i 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
  - ii 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
  - iii 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
  - iv 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- ・現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- ・固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課（ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く）
- ・自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- ・現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く）
- ・現場従業員に係る退職金及び退職金引当金繰入額
- ・現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ・事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- ・通信費、交通費及び旅費
- ・工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費（ただし、臨時にして巨額なものは除く）
- ・工事施工を専門工業者等に外注する場合に必要となる経費
- ・工事实績等の登録に要する費用
- ・原価性のある広告諸経費
- ・原価性のある雑費

【別表3】発注者におけるオープンブック実施チームの組織

発注者におけるオープンブックに係る実施体制及び役割は、以下のとおりとする。

| 体 制                            | 役 割   |
|--------------------------------|---|
| ○○○○○○○○<br>経理チームリーダー          | 業務の支払に関する承諾及びオープンブック実施チームメンバーとして、第5条第2項に掲げる役割のうち経理・契約に関するもの |
| ○○○○○○○○<br>基盤工事チームリーダー        | 業務の発注に係る承諾及びオープンブック実施チームメンバーとして、第5条第2項に掲げる役割のうち工事等に関するもの    |
| ○○○○○○○○<br>基盤工事チーム担当（1名）      | オープンブック実施チームメンバーとして、第5条第2項に掲げる役割のうち工事等に関するもの                |
| ○○○○○○○○<br>担当役等（基盤工事グループ）（1名） |   |
| ○○○○○○○○<br>経理チーム担当（2名）        | オープンブック実施チームメンバーとして、第5条第2項に掲げる役割のうち経理・契約に関するもの              |
| ○○○○○○○○<br>市街地整備チーム担当         | オープンブック実施チームメンバーとして、第5条第2項に掲げる役割のうち調査等に関するもの                |
|                                |   |
|                                |   |
|                                |   |

【別表4】受注者におけるオープンブック実施チームの組織

受注者におけるオープンブックに係る実施体制及び役割は、以下のとおりとする。

| 体 制                      | 役 割  |
|--------------------------|--|
| オープンブック実施チーム<br>チームリーダー  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンブックに関する業務全般のマネジメント</li> </ul>  |
| オープンブック実施チーム<br>発注業務担当者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約、支払い進捗状況調書の作成及び進捗管理</li> <li>・リスク管理費を含む実行予算の管理、前払金等を含めた受け入れ額の管理</li> </ul>           |
| オープンブック実施チーム<br>出来高管理担当者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・設計チーム、工事管理チームとの連携による毎月の出来高の把握</li> <li>・請求書と出来高の整合性の確認</li> </ul>                   |
| オープンブック実施チーム<br>経理業務担当者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者から発注者に提出される書面に関する様式等の整備</li> <li>・見積書、契約書、出来高調書、納品書、支払伝票等の証拠書類の分類、管理及び保管</li> </ul> |

※網掛け部は記載例

【別表 5】 開示情報の区分

| 第三者すべてに対して開示するもの                            | 第三者に対して非開示とするもの   |
|---|---|
| <p>・ 第 14 条に掲げる項目のうち、第三者に対して非開示とする以外のもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門業者への支払金額の構成単価</li> <li>・ 資機材納入業者等への支払金額の構成単価</li> <li>・ 配置技術者及び専門業者所属員の個人情報</li> <li>・ 受注者の構成員において社外秘とするもの</li> <li>・ 第三者に対して開示することにより、受注者が不利益を被るもの</li> </ul> |

## 6 専門業者の選定に関する確認書



## 〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る専門業者の選定 に関する確認書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「発注者」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「受注者」という。)は、発注者及び受注者間で平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定 (以下「協定」という。) 第 12 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり確認する。

### (総則)

第 1 条 〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務においては、地元企業の優先活用に加えて、施工能力、品質確保、コスト面等から優良な専門業者を選定することが不可欠である。そのため、受注者が選定する専門業者を発注者が承諾する際の考え方を明確にし、発注者及び受注者間で専門業者選定の手続等についての確認を行うものである。

### (専門業者の選定について)

第 2 条 受注者は、専門業者選定時における業務の公正性の確保について「内部統制整備に関する基本方針」を別に定めることとする。

2 発注者及び受注者は、別添「専門業者の選定等に関する合意」を取り交わすものとする。

### (専門業者選定実施要領書)

第 3 条 発注者は、専門業者選定手順等を示した「専門業者選定実施要領書」(以下「要領書」という。)を作成し、発注者の承諾を受けるとともに、要領書に基づき、適正に専門業者の選定等を実施するものとする。

### (改定処理)

第 4 条 やむを得ない事情により、別添 2 の専門業者の選定に関する合意に修正を加える必要が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、書面の改定処理を行うことができるものとする。

### (協議事項)

第 5 条 この確認書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

### (適用)

第 6 条 この確認は平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

この確認の証として本書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

受注者



制定 平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 内部統制整備に関する基本方針

当企業体はコンプライアンスを徹底し、企業体の運営理念や倫理規定に基づき、円滑に事業を推進させ、安心・安全な宅地を早期に完成させるため、内部統制整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

**1. 統制環境**

統括管理責任者は、企業体の運営理念や倫理規定から逸脱しないように、事務所内の「朝礼」、「終礼」により企業体の職員に周知・徹底させる。尚、逸脱した行動が発見された場合は、組織全てのものに統制に対する意識を自覚させるため「コンプライアンス委員会」、「情報化委員会」を設置する。

**2. 統制活動**

統括管理技術者は、業務遂行上の命令及び指示が適切に実行されるように、マネジメント執行体制内の職務分掌を明確にし、権限や職責を担当者に適切に分担させる。定期的に情報統括チームと統制活動の実効状況を検証し、適合していない場合は速やかに改善する。

**3. 情報発信**

情報統括チームは、業務に関する情報が識別、把握、処理及び蓄積され、企業体内外の関係者に正しく伝達されているか確認し、業務上の指示を展開する手法に不備がないことを確認する。

**4. 状況確認**

情報統括チームは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、速やかに結果を統括管理責任者に報告し、内部統制上の問題が拡大するのを未然に防ぐ。

**※網掛け部は記載例**

制定 平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 専門業者選定等に関する合意

## (基本的事項)

- 1 受注者が実施する専門業者の選定（以下「専門業者選定」という。）にあたっては、事業期間の最短化及び事業コスト圧縮の観点から、工事内容、業務内容、発注ロット等について総合的に検討したうえで、地元経済の復興に寄与する地元企業又は専門性の高い企業を適正に選定するものとする。なお、専門性の高い企業の選定に際しては、地元企業にも十分配慮して選定することとする。

|          | 主に地元企業の選定を行う業務  | 地元企業の選定が困難な業務  |
|----------|---|--|
| 調査・測量・設計 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域条件に関する知識が重要な業務<br/>(測量、地質調査、許認可取得補助業務等)</li> <li>・一般的な設計でロットを分割できる業務<br/>(標準的な設計、数量計算、標準的な図面作成等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な技術等を必要とする業務<br/>(長大法面の検討・解析、その他特殊技量を要する業務)</li> <li>・短期間で大量の人員投入が必要でロットを分割できない業務(業務期間が短く、急を要する詳細設計等)</li> </ul> |
| 工事       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・右記以外の一般的な工種</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型重機を用いた大規模な工種<br/>(大規模土工等)</li> <li>・特殊な技術を必要とする工種<br/>(地盤改良工等)</li> <li>・地元企業が参加表明しなかった工種</li> </ul>             |

※網掛け部分は記載例

(地元企業の活用)

2 上記1の地元企業の選定にあたっては、以下に掲げる優先順位とし、特定の企業に偏頗することなく活用を図るものとする。また、永続的な企業活動の観点から「〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務」期間内に渡っての活用に配慮するものとし、優先順位に応じた取り組みを推進する。

| 優先順位 |   | 活用のための取り組み   |
|------|---|--|
| 1    | 〇〇市に本店、本社を有する企業                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇市建設業協同組合との連携</li> <li>・企業能力に応じたロットの選定と細分化</li> <li>・継続的な事業参入が可能となるよう施工安全管理指導による技術力向上</li> </ul>  |
| 2    | 〇〇市に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されている企業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次業者としての選定が不適格な場合の二次業者への採用</li> <li>・PRブースへの掲示による発注予定の早期公開</li> <li>・社会保険加入の確認と、未加入時の加入指導</li> </ul>   |
| 3    | 〇〇県に本店、本社を有する企業                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の建設業協会支部への協力要請</li> <li>・企業、配置予定技術者の実績、能力に応じた工種、ロットの分割</li> <li>・必要に応じた労務宿舍の提供</li> <li>・資格取得の支援等による技術力の向上</li> <li>・社会保険加入の確認と、未加入時の加入指導</li> </ul> |

(専門業者選定の評価項目及び評価内容)

**※網掛け部は記載例**

3 専門業者選定にあたっては、地元企業及び専門性の高い企業の各々に関して、以下に掲げる評価項目及び評価内容に基づいて実施するものとする。

(1) 地元企業

| 評価項目             | 評価内容   |
|------------------|--|
| A：発注工種、発注ロットの妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 広範な参画機会の提供と公平性</li> <li>② 分割（工区別・工種別）の的確さ</li> </ul>  |
| B：地元企業性の判定       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 商業登記簿謄本等の公的書類により、本店・本社所在地を確認し、地元企業性を判定</li> <li>② 地元企業優先度の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;順位1&gt;〇〇市に本店・本社を有する企業</li> <li>&lt;順位2&gt;〇〇市内に支店又は営業所を有し、その代表者に契約締結権限が委任されている企業</li> <li>&lt;順位3&gt;〇〇県内に本店・本社を有する企業</li> </ul> </li> </ul> |

|          |   |
|----------|---|
| C：業務遂行能力 | ① 予定業務の規模に応じた実績<br>② 予定業務を実施するための専門性<br>③ 労務、機械等の調達能力 |
| D：地元精通度  | ① ○○市における業務実績<br>② ○○市に関する情報精通度                       |
| E：価格     | ① 見積価格及び単価を含む内訳の適正さ<br>② 使用する積算基準の適正さ                 |

(2) 専門性の高い企業

| 評価項目             | 評価内容                                  |
|------------------|---------------------------------------|
| A：発注工種、発注ロットの妥当性 | ① 予定業務に関する専門性<br>② 予定業務への対応能力         |
| B：地元企業活用度        | ① 二次以下の下請業者の地元企業活用度<br>② 地元企業の育成能力    |
| C：業務遂行能力         | ① 業務実施体制<br>② 大型重機等の調達能力<br>③ 施工計画能力  |
| D：地元精通度          | ① 本業務に関する情報精通度<br>② 地元企業調達能力          |
| E：価格             | ① 見積価格及び単価を含む内訳の適正さ<br>② 使用する積算基準の適正さ |

(専門業者の選定方式)

4 専門業者選定の方式は、地元企業の場合と専門性の高い企業の場合とに分け、原則として以下に掲げるとおりとする。具体的なフローについては別紙のとおりとする。

| 区分       | 選定方式   |
|----------|--|
| 地元企業     | 3の(1)のA～Eを満足する可能性のある複数の候補企業を選定（原則3社以上）のうえ、調査・ヒアリング・見積書確認により総合的に優れた企業を選定。 |
| 専門性の高い企業 | 3の(2)のA～Eを満足する可能性のある複数の候補企業を選定（原則3社以上）のうえ、調査・ヒアリング・見積書確認により総合的に優れた企業を選定。 |

(発注者による確認)

5 受注者は、以下に掲げる事項に該当する専門業者を選定するものとし、発注者は、専門業者選定の結果を承諾しようとする場合、その確認を行うものとする。

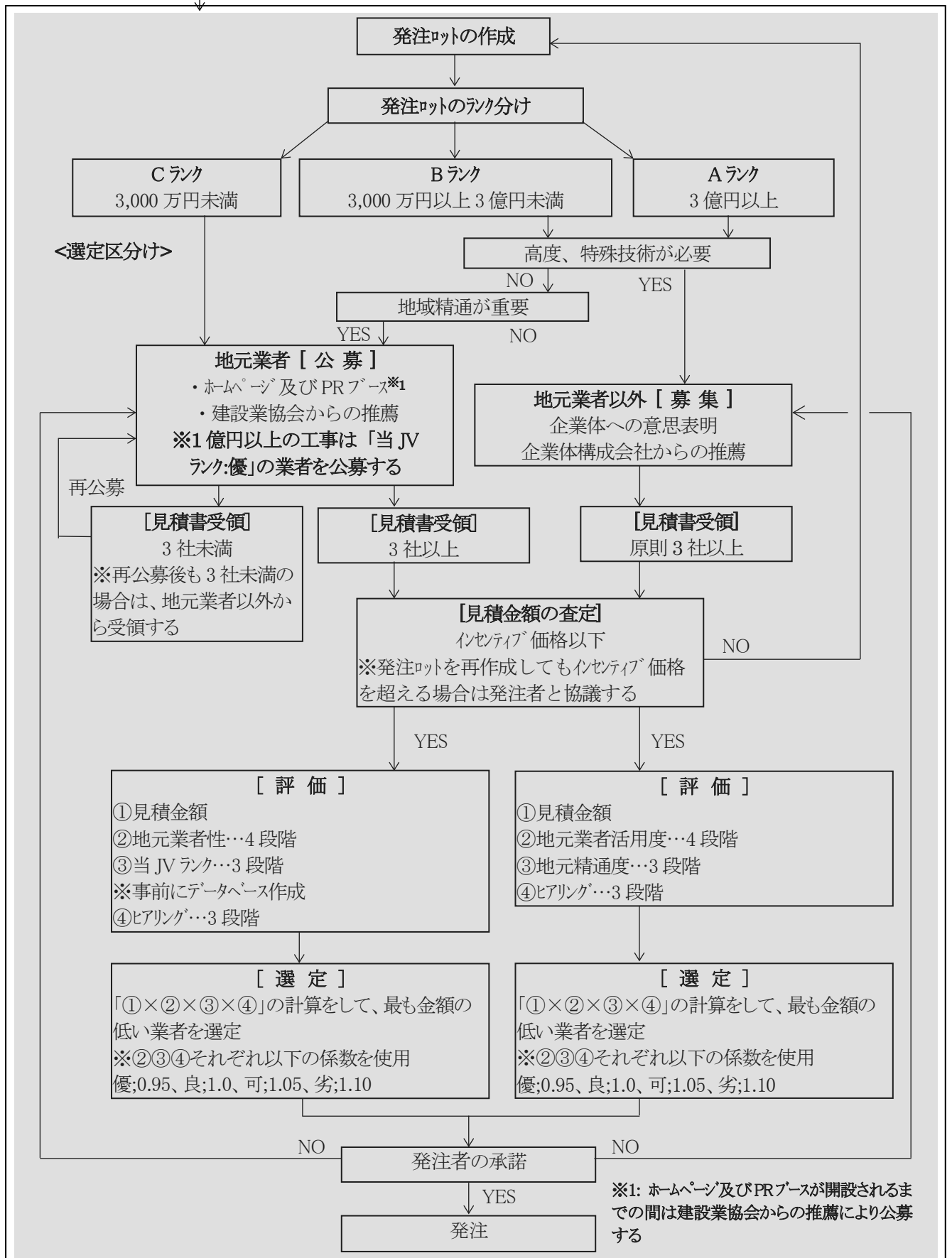
なお、①から⑤までは法令順守等に関するもの、⑥は受注機会の提供に関するもの、⑦及び⑧は成果物の品質確保に関するもの、⑨及び⑩は適正なコスト等に関するものである。

- ① 業務区分に応じて、営みに必要な登録等の諸手続きを実施しており、かつ施工能力を有する企業であること。
- ② 工事規模に応じて、建設業法許可を得ているなど、法令上問題のない企業であること。
- ③ 発注者及び〇〇市等から指名停止を受けている期間でないこと又は取引停止となっていないこと。
- ④ 契約図書に規定した内容が順守できる企業であること。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる企業でないこと。
- ⑥ 専門性がある場合又は明確な理由がある場合を除き、受注者と資本関係等のつながりが無い企業であること。
- ⑦ 担当する業務規模に応じて、過去の実績があるなど、施工能力を有した企業であること。
- ⑧ 良好な工事施工がなされる企業であること。
- ⑨ 協定第8条第1項に定めるインセンティブ基準価格の内訳書を基準（総価は上限）とした適正な価格での契約ができる企業であること。
- ⑩ 複数の企業から見積りを徴収するなど、実勢価格を反映した契約ができること。

(選定結果等の通知)

6 受注者は、専門業者選定等に関する合意に基づいて選定された業者（以下「決定業者」という。）に対して、必要に応じて契約条件の確認及び価格等の再交渉を実施のうえ、決定業者名、価格及びその内訳、選定理由等を発注者に通知し、その承諾を得るものとする。

以 上



## 7 工事請負契約書





## 工事請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで

4 請負代金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金

6 支 払 条 件 前金払 %以内、部分払 回及び完成払

〇〇市震災復興事業（以下「事業」という。）の円滑な事業促進を図ることを目的として行う一体的業務（以下「業務」という。）の一部として実施する上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇市震災復興事業共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

印

受注者

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、第3項各号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（第3項各号に定める書類及び図面を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約における用語の定義は、この契約書で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。
- 一 「基本協定書」とは、この契約を締結するのに先立ち、発注者と受注者との間で締結した「〇〇市町震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務の基本協定書」をいう。
  - 二 「特記仕様書等」とは、次項第1号から第3号までに掲げる現場説明書、追加説明書及び質問回答書、特記仕様書並びに共通仕様書をいう。
  - 三 「基本設計図書」とは、この契約締結前に、発注者が提示した基本設計図面及びそれに付随する書類をいう。
  - 四 「詳細設計図書」とは、受注者が発注者から別途請け負い、実施する工事の詳細設計（以下「詳細設計」という。）の成果物をいう。
  - 五 「設計図書」とは、特記仕様書等及び基本設計図書若しくは詳細設計図書をいう。
  - 六 「工事」とは、特記仕様書に定める施工に関する業務（仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段を含む。）をいう。
  - 七 「統括管理技術者」とは、〇〇市震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に従事する統括管理技術者をいう。
  - 八 「専門業者」とは、受注者が契約する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- 3 この契約を構成する書類及び図面は、工事の根幹を成す基本協定書のもと、次の各号に掲げるとおりとし、優先順位は列挙された順序に従うものとする。
- 一 現場説明書、追加説明書及び質問回答書
  - 二 特記仕様書
  - 三 共通仕様書及び土木・造園材料仕様書
  - 四 基本設計図書（詳細設計完了後は詳細設計図書を優先する。）
  - 五 詳細設計図書
- 4 受注者は、工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するための必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した場合も同様とする。
- 7 受注者は、この契約書に定められた発注者と受注者との間の協議が整わないことをもって工事の遂行を拒んではならない。
- 8 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の

定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

12 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

14 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び概略工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、詳細設計完了後においては、詳細設計図書に基づいて、全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（専門業者の通知及び承認）

第7条 受注者は、発注者に対して、あらかじめ受注者が契約しようとする専門業者の商号又は名称その他必要な事項を通知し、承認を受けなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づき、受注者が作成した工事の施工のための詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
  - 二 専任監理技術者
  - 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
  - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
  - 4 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。  
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(特記仕様書等と詳細設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、詳細設計図書の内容が、特記仕様書等又は設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を統括管理技術者に請求したときは、当該請求に従わなければならない(受注者が既に工事に着手している場合には、工事に関する必要な修補を含む。)。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)



第17条の2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに統括管理技術者を通じて監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書並びに第1条第3項第3号に掲げる共通仕様書が一致しないこと。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で

工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者とが協議して、発注者が統括管理技術者に指示し、受注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、特記仕様書等その他の工事に関する指示の変更内容を受注者に指示して、統括管理技術者に設計図書を変更させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

## 第25条 削除

（臨機の措置）

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地

盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注

者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、特記仕様書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、専門業者への支払いを確認の上、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工

事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 前項に規定する前払金の請求は、工事着工の前及び工事の進捗に応じて事業年度ごとに行うものとし、請求時期は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 前項の規定により請求する前払金の算定に当たっては、第1項の「請負代金額」を「各事業年度の出来高予定金額」と読み替えるものとし、各事業年度の出来高予定金額は発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 発注者は、第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の5から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の6を越えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに当該工事等に相応する請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第

13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り、)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査と専門業者への支払い状況の確認を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額

$$\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額

$$\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提

出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から次の各号に定める期間に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

一 木造の建物等の建設工事の場合 1年

二 コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合 2年

三 造園工事の場合 1年

ただし、コンクリート造等の工作物については、2年とする。

四 設備工事等の場合 2年

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を



控除した額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第42条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者の構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

- 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者である

ことが明らかになったとき。

三 受注者が発注者に入札（見積）心得書第3条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発

注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に

代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等に設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第49条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岩手県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により

発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

#### 附 則

- 1 平成25年度における前金払については、第34条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）の」と、同条第3項「各事業年度の出来高予定金額」とあるのは「平成25年度事業年度の出来高予定金額（当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 2 平成25年度における部分払については、第37条第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 3 第37条第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額（平成25年度における第37条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 4 受注者は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第7条第1項の規定の適用を受ける場合には、同条第4項の規定に基づく発注者への通知を引渡後遅滞なく行うものとする。
- 5 前項の場合において、受注者は、当該通知をした対価の額に108分の3を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）について、発注者に支払わなければならない。

以 上



## 8 土木設計業務等請負契約書





## 土木設計業務等請負契約書

- 1 設計業務の名称
- 2 履行期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
- 3 履行場所
- 4 請負代金額 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円)
- 5 支払条件 前金払 %以内、部分払 回及び完成払
- 6 契約保証金 金 円 (保証事業会社の保証)

〇〇市震災復興事業 (以下「事業」という。) の円滑な事業促進を図ることを目的として行う一体的業務 (以下「業務」という。) の一部として実施する上記の設計業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が震災復興事業共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇市震災復興事業共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

印

受注者

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第11条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第51条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 この契約において、「専門業者」とは、受注者が契約する下請負人のことをいう。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付す

るものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から○日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

[注] ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中の「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額

の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、成果物（第39条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(専門業者の活用)

第8条 受注者は、業務を実施するに当たり、専門業者を活用するものとする。

2 受注者は、発注者に対して、あらかじめ受注者が契約しようとする専門業者の商号又は名称その他必要な事項を通知し、承認を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がある履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(調査職員)

第10条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第11条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第12条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第15条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第8条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に

報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しを受けた日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、



その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第22条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第22条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注

者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第26条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第27条 削除

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん

補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第30条 削除

(請負代金額の変更にて代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第9条、第18条から第24条まで、第27条又は第28条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査及び専門業者への支払い状況の確認を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査

を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(請負代金額の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日まで期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合

において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第38条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、通知を受けた日から14日以内に受注者の立ち会いの上、設計図書のと定めるところにより、その確認及び専門業者への支払い状況の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 4 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額

$$\times (9/10 - \text{前払金の額} / \text{請負代金額})$$

5 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第4項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額からすでに部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する請負代金額」及び第2号中「引渡部分に相応する請負代金額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る請負代金額

指定部分に相応する請負代金額×(1-前払金の額/請負代金額)

二 第2項に規定する部分引渡しに係る請負代金額

引渡部分に相応する請負代金額×(1-前払金の額/請負代金額)

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず

ず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第42条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第32条第2項(第39条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第3項又は第4項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 4 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

- 5 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第43条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から第39条の規定による部分引渡しに係る請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)〇〇パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第43条の2 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。



- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
  - 三 管理技術者を配置しなかったとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - 五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - ヘ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

できる。

第45条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第47条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第39条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第39条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第48条 この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第39条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を

控除した額) に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年(365日当たり)〇〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第39条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分請負代金額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年(365日当たり)〇〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条によるときは発注者が定め、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第49条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第50条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年(365日当たり)〇〇パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)〇〇パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第51条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他こ

の契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第15条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

（契約外の事項）

第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

#### 附 則

- 1 平成25年度における前金払については、第35条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）の」として同項を適用する。
- 2 平成25年度における部分払については、第38条第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 3 第38条第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項及び第4項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（平成25年度における第38条第3項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、同条第4項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。

## 9 測量・土質調査業務請負契約書





平成 年 月 日

発注者

印

受注者

印



(総則)

第1条 発注者及び受注者は、業務の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）及び測量業務にあつては作業規程に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務完了するために必要な一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第10条に規定する監督員を経由するものとする。この場合、監督員に提出された日をもって、発注者に提出された日とみなす。

4 発注者及び受注者は、この契約に関し、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位を使用するものとする。

5 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

6 この契約において、「専門業者」とは、受注者が契約する下請負人のことをいう。

(工事用地の確保)

第2条 発注者は、作業用地その他設計図書において発注者が提供すべきものとして定められた業務の履行上必要な用地（以下「作業用地等」という。）を、受注者が業務の履行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

(関連工事の調整)

第3条 発注者は、受注者の履行する業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が業務の履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 前4項の規定にかかわらず、受注者は、この契約の締結と同時に、第1項各号に掲げる契約の保証に代えて、自己に代わって自ら業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることにより、契約保証金の全部の免除を受けることができる。

6 前項の保証人（以下「業務完了保証人」という。）は、発注者の定める基準の範囲内において選定し、発注者の承認を受けなければ、業務完了保証人とすることができない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（専門業者の活用）

第7条 受注者は、業務を実施するに当たり、専門業者を活用するものとする。

（専門業者の通知及び承認）

第8条 受注者は発注者に対して、あらかじめ受注者が契約しようとする専門業者の名称その他必要な事項の通知し、承認を受けなければならない。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第10条 発注者は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の履行の状況の監督又は作業材料、作業機械器具の検査

#### 四 関連する2以上の工事に係る工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、書面をもって受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、現場代理人並びに作業現場における業務の履行の技術上の管理をつかさどる者(以下「主任技術者」という。)を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、作業現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の一切の権限(この契約の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の作業現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について作業現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第12条 発注者又は監督員は、現場代理人、主任技術者その他受注者が業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で、業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面をもって発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面をもって受注者に通知しなければならない。

(作業材料の品質及び検査等)

第13条 作業材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された作業材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、作業現場内に搬入した作業材料を監督員の承諾を受けずに作業現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された作業材料については、遅滞なく、作業現場外に搬出しなければならない。  
(監督員の立会い及び作業記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された作業材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上履行するものと指定された業務については、当該立会いを受けて履行しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は作業写真等の記録を整備すべきものと指定した作業材料の調合又は業務の履行をするときは、設計図書で定めるところにより当該見本又は作業写真の記録を整備し、遅滞なく、これを監督員に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督員が正当な理由がないのに受注者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、書面をもって監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、作業材料を調合して使用し、又は業務を履行することができる。この場合においては、受注者は、当該作業材料の調合又は当該業務の履行を適切に行ったことを証する見本又は作業写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者から受注者へ支給する作業材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する図面等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、遅滞なく書面をもってその旨を発注者又は監督員に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面をもって当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であったかくれた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 9 受注者は、業務の完了、業務内容の変更によって不要となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の修正義務、破壊検査等)

第16条 受注者は、業務の履行が設計図書に適合しない場合において、監督員がその修正を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- 一 設計図書と作業現場の状態とが一致しないこと。
  - 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
  - 三 作業現場の地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件が実際と相違すること。
  - 四 設計図書で明示されていない履行条件について予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
- 一 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し業務内容を変更する場合で成果品の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し業務内容を変更する場合で成果品の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

三 第1項第2号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

4 前項の規定により、業務内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

5 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以前に発注者に通知して業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。ただし、発注者がその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。

二 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。

三 前項において準用する次条第2項の規定による協議を申し出た後、20日以内に協議が整わないとき。

(業務の変更、中止等)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、業務内容を変更し又は業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に規定するところにより、履行期間若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 履行期間又は請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者は、第1項の場合において、受注者が業務の続行に備え作業現場を維持し又は労働者、作業機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

4 作業用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により作業現場の状態が変動したため受注者が業務を履行できないと認められるときは、発注者は、第1項の規定により、業務の全部又は一部の履行を中止させなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により履行期間に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別

の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者と協議の上、通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

- 3 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

(臨機の措置)

第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面をもって監督員に通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第22条 成果品の引渡し前に、成果品又は作業材料について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害(次条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力して、その処理解決に当たるものとする。

(請負代金額の変更に代える業務の内容の変更)

第24条 発注者は、第9条、第15条から第22条まで又は第27条の規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて業務内容を変更することができる。この場合において、変更すべき業務内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第25条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための成果品の検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに、当該成果品の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該成果品の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちに、その引渡しをしなければならない。
- 5 受注者は、成果品が第2項の検査に合格しないときは、直ちに、補正をしての検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第26条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払日請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、専門業者への支払い状況を確認のうえ、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第27条 発注者は、第25条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加額費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前金払)

第28条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対してその証書記載の保証金額内において、請負代金額の4/10以内の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちに、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 業務内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、受注者は、その増額後の請負代金額の4/10から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。



5 業務内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の5/10を超えるときは、受注者は、その減額があった日から起算して30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。

6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。  
（保証契約の変更）

第29条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金の超過額を発注者に返還する場合において、保証契約を変更したときは、遅滞なく、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 前2項に規定する場合のほか、業務内容の変更その他の理由により履行期間を延長し、又は短縮した場合には、受注者は、直ちに、保証事業会社に当該履行期間の変更について通知しなければならない。

（前払金の使用等）

第30条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。  
（部分払）

第31条 受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分に相応する請負代金相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、頭書の回数を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なく、その確認及び専門業者への支払い状況の確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

4 受注者は、第2項の規定による確認があったとき、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、部分払金の額は、第3項の規定による額から既に支払われた部分払金の額を控除した額とす

る。

(部分引渡し)

第32条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の業務が完了したときは、第25条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、同条第4項及び第26条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第33条 受注者は、発注者の承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条（前条において準用する場合を含む。）又は第31条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第34条 受注者は、発注者が第28条、第31条又は第32条において準用される第26条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを定めたにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面をもって、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 第18条第3項の規定は、前項の規定により受注者が業務の履行を中止した場合に準用する。

(瑕疵担保)

第35条 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、第25条第3項又は第4項（第32条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から、1年以内にこれを行わなければならない。

3 第1項の規定は、成果品の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第36条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から引渡部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により第26条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）〇〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第36条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(業務完了保証人に対する履行請求)

第37条 第5条の規定により受注者が同条第5項に掲げる保証を付した場合において、発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、業務完了保証人に対して業務を完了すべきことを請求することができる。

一 履行期間又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達す

ることができないと認められるとき。

2 業務完了保証人は、前項の請求があったときは、第6条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

(発注者の解除権)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 第40条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第28条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第31条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払いの日から起算して返還の日までの日数に応じ、年（365日当たり）3.0パーセントの割合で計算した額

の利息を付して発注者に返還しなければならない。

4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の1/10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第39条 発注者は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。ただし、同条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

一 第17条第5項の規定により業務の全部又は一部の履行を一時中止した場合において、業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

二 第18条第1項の規定により業務内容を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき。

三 第18条第1項の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の5/10（履行期間の5/10が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。

四 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの業務を完了することが不可能となったとき。

2 第38条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定は、前項によりこの契約が解除された場合に準用する。ただし、第38条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(解除に伴う措置)

第41条 この契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第15条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が、受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第15条の規定による支給材料があるときは、業務の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は業務の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 作業用地等に、その所有に属する作業材料、作業機械器具、仮設物その他の物件（下請負との所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しな

いものを含む。)があるときは、これを搬出するとともに作業用地等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は作業用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、その他作業用地等を原状に復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項から第4項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第39条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は第40条の規定による受注者の解除権の行使であるときは発注者と受注者とが協議して定める。

(違約金等の控除)

第42条 受注者が、この契約に基づく違約金、損害金、遅延利息又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、請負代金額のうちから、その金額を控除し、なお不足を生じるときは、更に追徴する。

(秘密の保持等)

第43条 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品(業務の施行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(紛争の解決)

第44条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、発注者と受注者との協議により選定した者のあっせんにより解決を図ることができる。

2 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項により選定した者を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。

(補則)

第45条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 附 則

1 平成25年度における前金払については、第28条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額(当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。)の」として同項を適用する。

2 平成25年度における部分払については、第31条第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額(当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。)」として同項を適用する。

3 第31条第4項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項及び第3項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額(平

成25年度における第31条第4項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」と、同条第3項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該金額に108分の3を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。

以 上